

岩手山火山防災ガイドライン 別冊

《取組状況》 〈参考事例〉

平成12年3月

平成27年2月一部改訂

監修

岩手山火山災害対策検討委員会

発行

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、
八幡平市、滝沢市、雫石町、盛岡地方气象台

—別冊・目次—

第0期：予防対策期（普及啓発対策）

1 注意喚起等・登山者カード提出の啓発

(1) 注意喚起等計画 p1 噴火警戒レベル1

(2) 登山者カード提出啓発活動計画 p1 噴火警戒レベル1

2 火山活動状況の情報共有

火山活動状況情報共有計画 p1 噴火警戒レベル1

3 関係機関における打合せの開催

関係機関打合せ計画 p1 噴火警戒レベル1

第1期：異常データ観測・活動活発期（噴火前対策）

1 火山観測・情報収集伝達

(1) 噴火警報・予報等伝達計画 p2 噴火警戒レベル1～5

(2) 緊急監視観測計画 p2 噴火警戒レベル2～5

(3) 住民通報等の受理計画 p3 噴火警戒レベル1～5

2 災害予想危険度把握

事態想定計画 p4 噴火警戒レベル1～5

3 警戒体制の整備

(1) 災害警戒本部の設置計画 p6 噴火警戒レベル2～3

(2) 関係機関の連絡体制の整備計画 p6 噴火警戒レベル1～5

(3) 岩手山火山検討会との連携体制の整備計画 p7 噴火警戒レベル1～5

4 注意喚起・避難準備

(1) 注意喚起・避難準備に関する広報計画 p7 噴火警戒レベル3

(2) 家畜等の避難計画 p7 噴火警戒レベル1～5

5 入山規制の実施

(1) 入山規制計画 p8 噴火警戒レベル3

(2) 入山者下山計画 p8 噴火警戒レベル1～5

6 観光対応

(1) 観光客等への情報提供計画 p8 噴火警戒レベル1～5

(2) 風評被害防止計画 p8 噴火警戒レベル2～5

7 問合せ・報道機関対応

(1) 問合せ対応計画 p9 噴火警戒レベル2～5

(2) 報道機関の取材対応・連携計画 p9 噴火警戒レベル2～5

8 治山・砂防設備の整備

火山治山・砂防計画 p10 噴火警戒レベル1～5

第2期：避難期（緊急対策）

1 災害対策本部の設置

- (1) 職員参集計画 p 11 噴火警戒レベル4～5
- (2) 災害対策本部の設置計画 p 11 噴火警戒レベル4～5
- (3) 避難準備情報発令・自主避難・要配慮者等の避難計画 p 11
噴火警戒レベル4

2 避難勧告及び警戒区域の設定

- (1) 避難勧告計画 p 12 噴火警戒レベル5
- (2) 警戒区域設定計画 p 12 噴火警戒レベル5
- (3) 降灰後の土石流に対する避難計画 p 12 噴火警戒レベル対象外

3 緊急退避

- (1) 緊急退避計画 p 12 噴火警戒レベル5
- (2) 避難所の開設・運営計画 p 13 噴火警戒レベル4～5
- (3) 避難誘導・避難路確保計画 p 13 噴火警戒レベル5

4 被害概況調査

- (1) 被害概況の把握体制整備計画 p 14 噴火警戒レベル2～5
- (2) 火山灰調査体制整備計画 p 14 噴火警戒レベル2～5
- (3) 土砂災害防止法に基づく緊急調査計画 p 15 噴火警戒レベル2～5

5 災害予測図修正

- 災害予測図修正計画 p 15 噴火警戒レベル2～5

6 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

- (1) 自衛隊災害派遣要請計画 p 15 噴火警戒レベル2～5
- (2) 自衛隊の受入れ体制整備計画 p 16 噴火警戒レベル2～5

7 搜索・救出活動

- (1) 救出活動計画 p 16 噴火警戒レベル2～5
- (2) 残留者・行方不明者情報の把握、搜索・救出区域の特定計画 p 17
噴火警戒レベル2～5
- (3) 遺体の検視・安置、火葬計画 p 17 噴火警戒レベル2～5

8 安否情報の提供

- (1) 安否情報の提供体制整備計画 p 17 噴火警戒レベル2～5
- (2) 問合せ対応計画 p 18 噴火警戒レベル2～5
- (3) 報道機関の取材対応・連携計画 p 18 噴火警戒レベル2～5

9 観光客対応

- (1) 観光客等への情報伝達計画 p 18 噴火警戒レベル3～5
- (2) 帰宅促進のための輸送計画 p 18 噴火警戒レベル3～5

10 輸送確保

- (1) 交通規制計画 p 18 噴火警戒レベル4～5
- (2) 鉄道・バス輸送活用計画 p 19 噴火警戒レベル4～5

11 ライフラインの確保

- ライフライン確保計画 p 19 噴火警戒レベル2～5

12 河川管理対応

- (1) ダム管理体制整備計画 p 20 噴火警戒レベル2～5
- (2) 河川水質管理体制整備計画 p 20 噴火警戒レベル2～5
- (3) 河道確保計画 p 20 噴火警戒レベル2～5

13 火山噴火緊急減災対策砂防計画

- 火山噴火緊急減災対策砂防計画 p21 噴火警戒レベル2～5

14 災害医療

- (1) 災害医療指揮計画 p 21 噴火警戒レベル2～5
- (2) 救護所設置計画 p 22 噴火警戒レベル2～5
- (3) 後方医療計画 p 22 噴火警戒レベル2～5
- (4) 負傷者の搬送計画 p 22 噴火警戒レベル2～5
- (5) 被災地内への医療応援計画 p 23 噴火警戒レベル2～5
- (6) 医薬品等配備計画 p 23 噴火警戒レベル1～5

第3期：避難生活期（応急対策）

1 避難所運営

- (1) 避難所運営計画 p 24 噴火警戒レベル4～5
- (2) 食料供給計画 p 24 噴火警戒レベル4～5
- (3) 物資の配布計画 p 25 噴火警戒レベル4～5
- (4) 避難者への情報提供計画 p 26 噴火警戒レベル4～5
- (5) 避難所設備の確保計画 p 26 噴火警戒レベル4～5
- (6) 避難所外避難者への対応計画 p 26 噴火警戒レベル4～5

2 物資調達・受入れ・輸送

- (1) 物資調達計画 p 27 噴火警戒レベル4～5
- (2) 義援物資・義援金の受入れ計画 p 27 噴火警戒レベル4～5
- (3) 物資輸送計画 p 28 噴火警戒レベル4～5

3 人員・物資の輸送路確保

- 輸送路の確保計画 p 28 噴火警戒レベル4～5

4 ボランティアの活動

- ボランティア活動計画 p 29 噴火警戒レベル4～5

5 被害調査・罹災証明発行

(1) 被害調査体制整備計画	p 30	噴火警戒レベル 2～5
(2) 罹災証明発行体制整備計画	p 31	噴火警戒レベル 2～5
6 医療・衛生活動		
(1) 巡回医療計画	p 31	噴火警戒レベル 4～5
(2) こころのケアの体制整備計画	p 32	噴火警戒レベル 4～5
(3) 衛生活動計画	p 33	噴火警戒レベル 4～5
7 学校の再開		
応急教育計画	p 33	噴火警戒レベル 4～5
8 仮設住宅建設		
(1) 仮設住宅建設計画	p 34	噴火警戒レベル 4～5
(2) 仮設倉庫利用計画	p 35	噴火警戒レベル対象外
(3) 建設業者・資機材の調達確保計画	p 35	噴火警戒レベル 4～5
(4) 入居者募集計画	p 36	噴火警戒レベル 4～5
9 義援金配分		
義援金配分計画	p 36	噴火警戒レベル 4～5
10 生活情報の提供		
(1) 生活情報収集・伝達計画	p 37	噴火警戒レベル 2～5
(2) 問合せ対応計画	p 37	噴火警戒レベル 2～5
(3) 報道機関の取材対応・連携計画	p 37	噴火警戒レベル 2～5
11 二次災害対応		
(1) 火山灰調査体制整備計画	p 38	噴火警戒レベル 2～5
(2) 二次災害避難計画	p 38	噴火警戒レベル 2～5
(3) ダム管理体制整備計画	p 38	噴火警戒レベル 2～5
(4) 河川水質管理体制整備計画	p 38	噴火警戒レベル 2～5
(5) 河道確保計画	p 39	噴火警戒レベル 2～5
12 応急治山・砂防工事		
応急治山・砂防工事	p 39	噴火警戒レベル 1～5
13 被災現場等の一時入域		
(1) 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画	p 39	噴火警戒レベル 5
(2) 入域者の安全対策計画	p 40	噴火警戒レベル 5
14 避難勧告対象区域・警戒区域の見直し		
避難勧告対象区域・警戒区域の見直し計画	p 40	噴火警戒レベル 5

第4期：生活再建期（復旧・復興対策）

1 公共施設の復旧

(1) 河川復旧計画	p 41	噴火警戒レベル 2～5
------------	------	-------------

(2) 道路復旧計画	p 41	噴火警戒レベル 2～5
(3) ライフライン施設復旧計画	p 41	噴火警戒レベル 2～5
(4) 広域応援要員の受入れ計画	p 42	噴火警戒レベル 2～5
2 住宅再建		
(1) 住宅の応急修理・火山灰除去計画	p 42	噴火警戒レベル 2～5
(2) 災害危険区域設定・集団移転計画	p 42	噴火警戒レベル 2～5
3 地域経済再建支援		
(1) 住民・事業者相談業務計画	p 43	噴火警戒レベル 2～5
(2) 地域経済再建・生活再建計画	p 43	噴火警戒レベル 2～5
(3) 生活再建支援金の支給計画	p 44	噴火警戒レベル 2～5
4 恒久治山・砂防工事		
恒久治山・砂防計画	p 44	噴火警戒レベル 2～5
5 ボランティアの活動		
ボランティア活動計画	p 45	噴火警戒レベル 2～5
6 災害の長期化への対応		
(1) 火山灰調査体制整備計画	p 45	噴火警戒レベル 2～5
(2) 火山灰対応計画	p 45	噴火警戒レベル 2～5
(3) 被災後の感染症予防活動計画	p 45	噴火警戒レベル 2～5
7 復興計画の策定		
(1) 復興準備計画	p 46	噴火警戒レベル 2～5
(2) 災害記録編纂計画	p 46	噴火警戒レベル 1～5

付) 用語一覧 p 47

本書は、岩手山火山防災ガイドラインの別冊として、岩手山の火山防災対策の現状、他の火山災害等の地元自治体や防災関係機関の対応状況やその後の防災対策の実状について、関連する対応計画毎にとりまとめたものである。

《取組状況》—岩手山の火山防災対策の現状についてとりまとめている。

〈参考事例〉—他の火山災害等における地元自治体や防災関係機関等の対応状況やその後の対策の実状についてとりまとめている。

第0期：予防対策期（普及啓発対策）

1 注意喚起等・登山者カード提出の啓発.....本編 P18

（1）注意喚起等計画（噴火警戒レベル1）

《取組状況》

気象庁、県では、ホームページにて住民等に対し、火山災害の危険性について周知している。

（2）登山者カード提出啓発活動計画（噴火警戒レベル1）

《取組状況》

御嶽山噴火では、登山届を出さずに入山した人が多く、行方不明者数の正確な人数や個人名を把握するのが難しくなったとの指摘がある。

2 火山活動状況の情報共有.....本編 P19

火山活動状況情報共有計画（噴火警戒レベル1）

《取組状況》

盛岡地方気象台は、岩手河川国道事務所、県、岩手山火山検討会に対し、定期的に、日別地震情報などを提供している。

3 関係機関における打合せの実施.....本編 P19

関係機関打合せ計画（噴火警戒レベル1）

《取組状況》

国（国土交通省等）、県、市町は、定期的に打合せを行い、火山防災対策などを確認している。

第1期：異常データ観測・活動活発期（噴火前対策）

1 火山観測・情報収集伝達.....本編 P20

（1）噴火警報・予報等伝達計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

- ①噴火警報・予報等については、現行では、気象台が発表し、パソコンを介したデータ通信によって、県を經由し市町へと伝達されるシステムになっている。
- ②気象台から県への伝達については、平成16年度よりパソコンを介した噴火警報・予報等の伝達システムの運用開始した。県、市町間においては、すでに地域衛星通信ネットワークがある。従って、情報伝達においては、迅速性及び多重化による確実性がより確保されるものと期待される。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳災害では、雲仙岳測候所が、臨時火山情報及び火山活動情報を補完する情報として、「お知らせ」や「観測速報」を発表した。
- ②十勝岳噴火災害では、旭川地方気象台と十勝岳火山観測所が、北海道と美瑛町・上富良野町に対し、臨時火山情報のほかに、毎日の火山活動状況を、「十勝岳火山観測所からのお知らせ」として提供した。
- ③十勝岳噴火災害では、旭川地方気象台が、支庁を通して美瑛町・上富良野町へ火山情報を連絡する従来のルートに加え、気象台から両町へ直接伝達するよう電話ファックスを設置した。
- ④有珠山噴火災害では、室蘭地方気象台が緊急火山情報や臨時火山情報を発表すると共に、火山活動監視及び防災対応の支援するため、「有珠山周辺上空の風時系列予報」及び「有珠山噴火に関連する気象情報」が提供された。
- ⑤霧島山(新燃岳)噴火災害では、福岡管区気象台と鹿児島地方気象台が噴火警報等の火山に関する情報を適時的確に発表するとともに、地元自治体をはじめ、関係機関に対する解説及び資料の提供を各地方気象台より適宜実施された。

注) 緊急火山情報、臨時火山情報は、平成19年12月の噴火警報・予報等の運用開始に伴い廃止された。

（2）緊急監視観測計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①岩手山の火山活動に関する観測については、さまざまな機関が各種の観測を実施しているが、県では、これらの観測情報を収集し、市町と関係機関に提供しており、情報の集約に努めている。
- ②県は、火山活動に関する学識者の助言を得るため、岩手山火山検討会を設置している。同検討会では、委員が観測情報を持ち寄っている。

- ③国（国土交通省）は、岩手山土砂移動監視システムとして、計11カ所に監視カメラを設置し、気象台、県に配信している。また、雨量計（計11カ所）、土石流検知センサー（計7カ所）を設置し、県、市町には警報が伝えられるシステムが構築されている。また、観測情報の送受信を確実に、また、大量に行えるように光ケーブル網の敷設を進めている。
- ④国（農林水産省）は、土石流監視機器等の計画が策定され、設置を進めている。
- ⑤気象台は、地震計、空振計、傾斜計、G N S S、遠望カメラを設置するとともに、東北大学、防災科学技術研究所の観測情報の収集も行っている。また、県の協力でヘリコプターによる熱映像等の観測も行われている。
- ⑥民間においても、それぞれの目的で観測や調査を実施しているところがある。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳災害では、福岡管区気象台は、噴火後震動観測点を増設し、気象台、雲仙岳測候所にテレメータで観測・監視体制を強化した。また、遠望観測用の遠望観測装置と傾斜計を設置した。
- ②雲仙普賢岳災害では、自衛隊が目視観察の他、偵察用レーダーや暗視カメラ等を駆使し、火砕流の発生から流下方向や規模を追跡した。
- ③十勝岳噴火災害の美瑛町では、山の状態が監視しやすい牧場に望遠カメラを設置し、24時間監視にあたった。
- ④十勝岳噴火災害の美瑛町・上富良野町では、自衛隊の協力をうけながら、応急的にワイヤーストック式泥流監視装置を設置した。
- ⑤霧島山（新燃岳）噴火災害では、国土交通省が土砂移動検知センサー（ワイヤセンサー・振動センサー）、林野庁が土砂移動検知センサー（ワイヤセンサー）を応急的に設置した。
- ⑥有珠山噴火災害では、国土庁、科学技術庁、文部省、通商産業省、建設省、気象庁は、緊急に地震計やG P S等を追加整備強化し、観測監視体制の充実を図った。
- ⑦桜島では、鹿児島地方気象台、福岡管区気象台では、京大桜島、大隅河川国道事務所のデータ分岐も含め、地震、傾斜、空振、G P S、監視カメラの連続データをリアルタイム監視している。

（3）住民通報等の受理計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を市町等へ通報することが、それぞれの地域防災計画に定められ、市町は、住民に対して「何か異常があった場合には役場に連絡するように」と指導している。

〈参考事例〉

- ①北海道駒ヶ岳火山防災会議では、広報誌を作成し、住民に火山活動に関する異常現象の内容や発見時の連絡先等について周知を図っている。
- ②桜島噴火災害の鹿児島市では、町内会長等は、地区住民と連携をとり、桜島噴火に関する

各種災害情報を迅速・的確に収集し直ちに通報することを定めている。

2 災害予想危険度把握.....本編 P24

事態想定計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

- ①国（国土交通省）、県、市町は、火山現象に伴う予想危険地域、防災対策の一環としての避難所等が示された防災マップを作成している。
- ②国（国土交通省）、県、市町、防災関係機関においては、住民等への説明会や勉強会、防災訓練、シンポジウム等を実施している。
- ③国（国土交通省）と岩手県立大学が、住民を対象に実施したアンケート調査結果によると、防災マップ・ハンドブックで提供されている情報内容については満足されているものの、地図や文字のサイズが少し小さいという指摘や居住地域の災害の種類が正確に把握されず回答に混乱が見られるところもあった。また、説明会等への参加者が少ないところもあるという結果が出ている。
- ④市町は、各市町独自の詳細な「岩手山火山対策図」を作成している。
- ⑤国（国土交通省）では岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）により、想定される噴火の推移に応じた災害予想区域図（データベース方式：プレ・アナリシス型ハザードマップ）を作成している。

＜参照資料＞

- ・「岩手山火山防災マップ」（平成10年10月作成）
- ・「岩手山火山防災ハンドブック」（平成10年10月作成）
- ・「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」（平成23年3月作成）

＜参考事例＞

- ①雲仙普賢岳災害の島原市、深江町では、土石流災害危険区域や避難所、交通規制計画等を示した防災マップを作成し配布している。
- ②十勝岳噴火災害の美瑛町・上富良野町では、ハザードマップを作成している。火山灰はほとんど山の反対側に流れることから、危険対象は火山泥流が中心となっている。
- ③鹿児島市では、立入禁止区域、火山噴火災害の予測事例、避難先、日常・噴火前の心得、避難時の心得等を示した桜島の防災マップを作成し配布している。
- ④霧島山（新燃岳）噴火災害の宮崎県高原町と鹿児島県霧島市では、政府支援チームによって作成された「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン（平成23年3月）」を基に避難計画を策定した。
- ⑤主な国内の火山における災害危険予測図の整備状況は、＜火山噴火災害危険区域予測図の整備状況表＞（独立行政法人防災科学技術研究所ウェブサイト、火山ハザードマップデータベースなどから引用）のとおりである。

＜火山噴火災害危険区域予想図の整備状況表＞

火山番号	区分	火山名	発行機関	発行年月	図示された現象										備考		
					火山灰	噴出岩塊	溶岩流	火砕流	火砕サーージ	泥流	融雪泥流	土石流	岩屑なだれ	火山ガス			
5	○	アトサヌプリ	弟子屈町	2001年12月	○	○						○				○	
7	◎	雌阿寒岳	足寄町	2012年8月	○	○	○	○				○	○				
10	◎	十勝岳	上富良野町	2006年3月	○	○	○	○				○					
12	◎	樽前山	北海道、関係市町村	1994年3月	○	○		○				○	○				
14	○	倶多楽	登別市	2006年12月	○	○						○	○				
15	◎	有珠山	関係市町村	2003年3月	○	○	○	○	○		○	○	○				地殻変動範囲も図示
18	◎	北海道駒ヶ岳	関係市町村	2010年3月	○	○		○	○			○	○		○		
19	○	恵山	函館市	2001年2月	○	○		○	○			○	○			○	
22	○	岩木山	青森県	2002年2月	○	○	○	○	○			○	○				
25	◎	秋田焼山	秋田県	2002年1月	○	○	○	○	○			○	○				温泉地すべり範囲も図示
27	◎	岩手山	建設省、岩手県、関係市町村	1998年10月	○	○	○	○	○			○	○		△		岩屑なだれは既往実績範囲を図示
28	◎	秋田駒ヶ岳	国土交通省	2011年3月	○	○	○	○	○			○	○				
29	○	鳥海山	関係市町村	2006年	○	○	○					○	○				
33	○	蔵士山	宮城県、山形県、関係市町村	2002年3月	○	○			○			○	○				
34	◎	吾妻山	関係市町村	2002年2月	○	○						○	○				
35	◎	安達太良山	関係市町村	2002年3月	○	○						○	○		○		
36	◎	磐梯山	関係市町村	2012年1月	○	○						○	○		○		
39	◎	那須岳	関係市町村	2010年3月	○	○	○	○	○			○	○				
44	◎	草津白根岳	関係市町村	1995年3月	○	○						○	○			○	
45	◎	浅間山	関係市町村	2003年3月	○	○	○	○	○			○	○			○	空振範囲も図示
47	◎	新島焼山	糸魚川市	2004年5月	○	○		○	○			○	○				天然ダム水没範囲も図示
50	◎	焼岳	岐阜県	2002年3月	○	○		○	○			○	○				
53	◎	御嶽山	岐阜県	2009年3月	○	○	○	○	○			○	○				
55	◎	富士山	国、都県、市町村	2004年6月	○	○	○	○	○			○	○				
56	◎	箱根山	箱根町	2009年3月	○	○			○			○	○				
57	◎	伊豆東部火山群	静岡県	2011年10月	○	○											
58	◎	伊豆大島	大島町	1994年3月	○		○									○	噴火が発生しやすい区域も図示
62	◎	三宅島	三宅村	2012年3月	○											○	※1
81	○	鶴見岳・伽藍岳	大分県・関係市町村	2006年6月	○	○	○	○	○	○			○	○			
82	◎	由布岳	大分県・関係市町村	2006年6月	○	○	○	○	○				○	○			
83	◎	九重山	大分県	2004年3月	○	○	○	○	○				○	○			
84	◎	阿蘇山	熊本県	2008年3月	○	○	○	○	○				○	○			
85	◎	雲仙岳	砂防・地すべり技術センター	1991年6月			○	○	○			○	○				
87	◎	霧島山	宮崎県、鹿児島県、関係市町村	2009年3月	○	○	○	○	○								※2
90	◎	桜島	鹿児島市	2010年3月		○	○	○	○								
93	◎	薩摩硫黄島	鹿児島県	発行年不明		○	○	○				○	○		○	○	
94	◎	口永良部島	鹿児島県	発行年不明		○	○	○				○	○				
97	◎	諏訪之瀬島	鹿児島県	発行年不明		○	○	○				○	○				

※1：1994年版では溶岩流予想経路、噴火が発生しやすいエリアが記載されていたが、2012年版では記載されていない
 ※2：1996年版では噴石、火山ガス、土石流の範囲も記載されていたが、2012年版では記載されていない

区分の○または◎印は、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された47火山に含まれる火山
 区分の◎印は、平成26年2月現在において噴火警戒レベルが運用されている30火山に含まれる火山
 火山番号は、日本の活火山総覧第4版（気象庁、2012）に示された番号

岩手山：建設省→国土交通省

3 警戒体制の整備.....本編 P24

(1) 災害警戒本部の設置計画（噴火警戒レベル2～3）

《取組状況》

- ① 県、市町は、災害警戒本部（県にあつては「災害特別警戒本部」とする。以下同じ。）を設置し継続して警戒体制に取り組んでいる。県は24時間体制をとっている。市町は、勤務時間内のみ体制であり、勤務時間外に緊急の情報が入れば、宿直（警備員）並びに消防署、分署から担当職員に連絡され、招集を行うよう計画している。県、市町は、職員への非常時の連絡手段として、携帯電話等を活用している。
- ② 市町は、独自の火山活動に関する専門的な判断は難しく、また、予想危険区域が市町によって異なることから、災害警戒本部設置等の対応に差が出る可能性がある。平成10年の災害警戒本部の設置時期も、市町間で異なっていたが、県、市町は、気象台からの情報に基づき、災害警戒本部の体制を強化することとしている。

〈参考事例〉

十勝岳噴火災害の美瑛町では、災害対策本部のほかに、十勝岳火山観測所にも近いところに現地本部を設置した。

(2) 関係機関の連絡体制の整備計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

- ① 県、市町は、防災関係機関との連絡に関して、連絡先や担当者を示した連絡系統図を整備している。
- ② 国（国土交通省）、県、市町、防災関係機関の連絡調整の場として、関係機関連絡会議が設置されている。

〈参考事例〉

- ① 雲仙普賢岳災害の長崎県では、噴火直後、関係市町、関係機関からなる「普賢岳火山対策連絡協議会」を設置するとともに、関係機関相互の連絡体制強化のためのホットラインを設置した。
- ② 十勝岳噴火災害の美瑛町では、十勝岳火山観測所に24時間職員を派遣して情報の収集にあたった。
- ③ 桜島噴火災害の鹿児島市では、噴火前兆現象情報の通報として、1次通報、2次通報、3次通報と段階的に通報先を定めている。
- ④ 有珠山噴火災害では、全国で初めて噴火前に国や地方公共団体、関係機関の41機関で構成する「有珠山現地連絡調整会議」（噴火後、「有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議」に変更）が設置される等、行政の迅速な対応がとられた。
- ⑤ 霧島山（新燃岳）噴火災害では、霧島火山防災連絡会が開催され、対策計画の検討にあたった。

(3) 岩手山火山検討会との連携体制の整備計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

- ① 県は、火山活動に関して、学識者からの学術的助言を得られるように、岩手山火山検討会を設置している。
- ② 県は、緊急時の連絡体制として、携帯電話等の整備を図っている。
- ③ 県は、定期的に防災訓練等を実施している。

〈参考事例〉

- ① 雲仙普賢岳災害では、九州大学島原地震火山観測所に、国立大学合同観測班を設置し、行政機関や関係機関に対して、火山活動等に関する助言を行った。
- ② 十勝岳噴火災害の北海道では、北海道防災会議地震対策部会火山対策専門委員会を開催し、十勝岳の現況と今後の見通し、防災対策について専門家の助言を受け、火山対策にあたった。

4 注意喚起・避難準備.....本編 P28

(1) 注意喚起・避難準備に関する広報計画（噴火警戒レベル3）

《取組状況》

- ① 一部の市町は、既存の設備（例；固定系（同報）無線、農事有線放送、サイレン等）の活用を行うことになっている。
- ② 市町は、市町や消防署、消防団の広報車による広報活動を行うことになっている。
- ③ 一部の市町は、同報系無線を整備している。

〈参考事例〉

- ① 十勝岳噴火災害の美瑛町では、旅館等の営業もできるだけ自粛してほしいとお願い、営業を続ける場合には、客や従業員が避難、移動できるように車等の準備を行った。
- ② 十勝岳噴火災害の美瑛町白金地区にあるホテルでは、客室のインフォメーションの中に避難に関する情報を流した。従業員の控え室にもハザードマップを掲示し、常に避難経路を頭に入れておくようにしている。

(2) 家畜等の避難計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

- ① 市町は、人命優先として人の避難が第一と指導している。
- ② 市町は、家畜等の避難対策について、県の指導のもと、事業者ごとに家畜数の実態、搬出先、運搬車両の確保及び運搬回数等を定めた「避難マニュアル」の作成を指導している。
- ③ 県は、農業団体を通じ家畜共済制度への加入を進めている。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳災害の島原市では、市、事業者ともに、避難先となりうる空畜舎を探し、県や近隣市町村にも調査を依頼した。空いている豚舎のなかに乳牛を入れるケースでは、豚と牛では設備が異なり、搾乳パイプラインを設置する等、改造が大変であった。
- ②雲仙普賢岳災害の島原市では、牛を移動させるため、家畜商の車の借り上げを行った。費用は県が負担した。避難させることができない牛については、警戒区域を出たところに待機している家畜商により買い取られた。
- ③霧島山（新燃岳）噴火災害では、牛の避難が決まり、牛の移動にはトラックを持ち寄って移動した。

5 入山規制の実施.....本編 P32**(1) 入山規制計画（噴火警戒レベル3）****《取組状況》**

平成10年7月1日に、入山禁止の措置がとられ、平成16年7月1日に入山解禁の措置が行われている。

(2) 入山規制計画（噴火警戒レベル1～5）**〈参考事例〉**

御嶽山噴火では、突発的な噴火により、登山中の人々を巻き込み、多くの人命が失われた。

6 観光対応.....本編 P33**(1) 観光客等への情報提供計画（噴火警戒レベル1～5）****《取組状況》**

一部の市町は、主な観光施設において、固定系（同報）無線の戸別受信機を配備している。

〈参考事例〉

阿蘇火山防災計画の噴火警報・予報等や登山規制及びその解除に関する情報伝達体制では、役場から交通・観光事業所、公園管理団体等へも伝達システムが示されている。

(2) 風評被害防止計画（噴火警戒レベル2～5）**《取組状況》**

- ①県、市町は、観光事業者を対象とした説明会等を行うこととしている。
- ②県は、インターネットの活用や文字放送・住民情報システム「テレホンガイドいわて」で情報を提供している。

〈参考事例〉

- ①十勝岳噴火災害の上富良野町では、山中にある温泉地の風評被害防止のために、観光協会、

- 商工観光の所管課や温泉旅館が、泥流被害に対する防災PRに努めた。
- ②霧島温泉旅館協会と霧島神宮温泉郷旅館協会では、平成23年1月の霧島山（新燃岳）噴火の影響で遠のいた観光客等の客足を呼び戻そうと平成23年2月24日に無料入浴イベント「にっこり入浴の日」を開催した。県内を中心に大勢の人が訪れ、宿泊施設周辺の飲食店にも久しぶりに賑わいが戻った。また、同じく新燃岳の噴火による被害を受けた宮崎県高原町では、いつまた噴火するかも分からない状況を懸念し、町民の心に少しでも和やかさを与えるため、親しみの持てる災害復興応援キャラクターが作成された。
- ③有珠山噴火災害の有珠山周辺地域では、復興対策として、農産物を道外に売り込むPRキャンペーンを行った。また、農産物を紹介したダイレクトメール（DM）6万通を東京や大阪に在住する道内市町村のふるさと会会員に郵送するほか、カタログも1万部作製し都府県、国の機関などに配布された。
- ④霧島山（新燃岳）噴火災害の霧島神宮温泉郷旅館協会では、噴火の影響で遠のいた観光客等の客足を呼び戻そうと無料入浴イベントが開催された。

7 問合せ・報道機関対応.....本編 P34

（1）問合せ対応計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

県は、インターネットの活用や文字放送・住民情報システム「テレホンガイドいわて」で情報を提供している。

（2）報道機関の取材対応・連携計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①県、市町は、取材対応については、すでに体制を構築している。
- ②県、市町は、災害時に住民への情報伝達を行うために、放送機関に放送協力要請を行うこととしている。一部の市町は、放送機関と災害時における放送要請手続きに関する協定を締結している。
- ③市町は、放送機関に対してファックスによる情報の一斉送信（Fネット）する体制を整備している。
- ④県は、県政記者クラブ等に対して、必要に応じて記者発表や資料の配布、情報の掲示等を行っている。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳災害（島原市）では、当初、報道機関が災害対策本部に直接押しかけ混乱した。途中から、報道関係者に部屋を用意し、毎日定時に発表する体制を構築した。
- ②阪神・淡路大震災での神戸市では、市民への情報伝達には報道機関を活用することが望ましいとの判断から、市災害対策本部室と隣接する形で、臨時のプレスルームを設置した。

8 治山・砂防設備の整備.....本編 P36

火山治山・砂防計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

国（国土交通省・農林水産省）、県は、「岩手山火山治山計画検討委員会」「岩手山火山砂防計画検討委員会」をそれぞれ設置し、岩手山火山防災マップに示されている現象・規模に対する治山・砂防計画を互いに連携した上で策定した。

一方で、国土交通省では、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することを目的とした「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を平成23年3月に作成した。

＜参照資料＞

- ・「岩手山火山治山計画」（岩手山火山治山計画検討委員会）
- ・「岩手山火山砂防計画」（岩手山火山砂防計画検討委員会）
- ・「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」（岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会）

＜参考事例＞

- ①雲仙普賢岳災害に関連して、茨城県つくば市の砂防・地すべり技術センターで、砂防施設による土石流防止効果を調べる模型実験が実施され、住民代表が見学した。住民の理解に対する効果があった。
- ②十勝岳噴火災害の北海道旭川土木現業所富良野出張所では、年に1回、上富良野町在住の小学校4年生とその親を対象に「親と子の火山砂防見学会」を砂防事業に関する啓発活動の一環として実施している。

第2期：避難期（緊急対策）

1 災害対策本部の設置 本編 P37

（1）職員参集計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①県は、3段階の配備基準（警戒配備、1号配備、2号配備）を定めている。
- ②市町は、3段階の配備基準を定めているところと、2段階の配備基準を定めているところがある。
- ③現在、県は、災害警戒本部を設置し24時間体制で警戒している。市町は、勤務時間内のみ
の体制（勤務時間外は警備員の対応）であり、勤務時間外に緊急の情報が入れば、宿直（警
備員）並びに消防署、分署から担当職員に連絡され、職員招集を行うよう体制をとってい
る。
- ④国（国土交通省）、県、市町は、非常時の連絡手段として、携帯電話等を活用している。

〈参考事例〉

島原市地域防災計画では、職員動員の伝達方法として、職員宅の戸別受信機によって一
斉に伝達する体制がとられている。

（2）災害対策本部の設置計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①県は、災害対策本部の設置に関して、3段階の配備基準をもとに職員の動員計画を定めて
いる。
- ②市町は、災害対策本部の設置に関して、3段階の配備基準または2段階の配備基準をもと
に職員の動員計画を定めている。

〈参考事例〉

阿蘇火山防災計画では、関係町村が災害応急対策を総合的かつ効果的に実施するため、
関係町村による災害対策連絡本部を設置することとなっており、災害現場の位置（火口の
西側か東側か）によって、本部設置場所、本部長が定められている。

（3）避難準備情報発令・自主避難・要配慮者等の避難計画（噴火警戒レベル4）

〈参考事例〉

宮崎県・鹿児島県・霧島山（新燃岳）噴火に関する政府支援チームは、平成23年3月に
策定した避難計画策定ガイドラインにおいて、各市町に土石流に対する避難準備情報発表基
準を定め、雨量がこれに達した時には避難準備情報を出して要援護者の避難を促すよう示し
ている（霧島火山防災連絡会コアメンバー会議第2回資料、資料3による）。

2 避難勧告及び警戒区域の設定.....本編 P40

(1) 避難勧告計画（噴火警戒レベル5）

《取組状況》

- ①市町は、既存の設備（例；固定系（同報）無線、農事有線放送、サイレン等）の活用と市町や消防署、消防団の広報車により、避難等の広報を行う体制になっている。
- ②一部の市町は、同報系無線を整備している。
- ③県は、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的な助言を受け、本部長を中心に協議・判断し、市町長に対して避難勧告の発令について助言する体制を整備している。

(2) 警戒区域設定計画（噴火警戒レベル5）

《取組状況》

県は、市町の決定に際し、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的な助言を受け、本部長を中心に関係機関と協議・判断し、市町長に対して警戒区域設定について助言する体制を整備している。

〈参考事例〉

雲仙普賢岳災害では、警戒区域設定のために、県、市、町をはじめ、島原消防本部、島原警察署、陸上自衛隊、雲仙岳測候所、長崎海上保安部、九州大学島原地震火山観測所、建設省長崎工事事務所による調整会議を開催した。

(3) 降灰後の土石流に対する避難計画（噴火警戒レベル対象外）

〈参考事例〉

平成26年度岩手県総合防災訓練では、降灰後の大雨により土石流が発生すると予想される範囲等について、県、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、有識者による協議体制を構築し、協議した結果を、県から市町に対して必要な助言が行われた。

3 緊急退避.....本編 P45

(1) 緊急退避計画（噴火警戒レベル5）

《取組状況》

- ①市町は、避難所を設定しているが、その考え方には市町間で多少の格差も見られる。
- ②一部の市町は、避難場所を収容施設として位置づけているところもあるが、一時的な集合場所として位置づけ、収容に関しては別に施設を計画しているところもある。
- ③市町は、消防団、交通指導隊、警察等が連携して、避難誘導を実施するよう計画されており、担当地区割り等も行っている。
- ④市町は、避難所までの移動手段として、徒歩を原則としているが、避難所までの距離が長いために自家用車等による避難を認めている一部の市町もある。

⑤市町は、要配慮者に関する実態調査または名簿の作成を実施している。

〈参考事例〉

- ①桜島噴火災害（大正3年）では、島民が測候所の「噴火しない」という見解を出したことが犠牲者を出した一因となった。
- ②十勝岳噴火災害の上富良野町では、泥流の危険区域の外まで距離があって逃げられない地域は、RC造の建物に避難する計画になっている。避難先の一つである防災センターの敷地は、5メートル嵩上げしている。
- ③阿蘇火山防災計画では、第一次避難として避難路周辺の最寄りの退避壕に避難することが定められている。
- ④霧島山（新燃岳）噴火災害では、深夜に避難勧告が出され、翌日未明にかけて住民が避難したが、自宅で孤立した独り暮らしの高齢者がいたことが消防団による地域の見回りによって分かり、住民らの呼び掛けによって避難所へ避難させた。

（2）避難所の開設・運営計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①市町は、夜間休日時における避難所（学校の場合）の開設については、市町の職員及び鍵を保有している近隣の町内会・自治会等の住民が行うこととしている。
- ②市町は、避難所の開設に関してマニュアルづくりを行うこととしている。
- ③市町は、避難所への職員の派遣計画を定めている。

（3）避難誘導・避難路確保計画（噴火警戒レベル5）

《取組状況》

- ①市町は、避難誘導について、消防団、交通指導隊等が担当区域を定め、実施できる体制を整備している。
- ②国（国土交通省）、県、市町等は、通行規制図を作成しており、災害時の道路交通規制、道路啓開とともに、市町は、避難路の設定、避難誘導のための広報車による巡回や誘導員の配置を行うことになっている。
- ③避難路に関しては、住民への啓発はまだ十分に行われていないのが現状である。

〈参考事例〉

- ①十勝岳噴火災害の美瑛町・上富良野町では、融雪泥流の危険区域から避難指定場所に至る経路上の高台にチェックポイントを設定し、そこで消防団や町職員が避難者を確認及び誘導することになっている。そのチェックポイントには、事前に避難者台帳を作成し、避難時には、消防団や町職員が台帳を携帯し配置することになっている。
- ②霧島山（新燃岳）噴火災害の宮崎県高原町では、住民513世帯、1158人に避難勧告が出され、深夜から未明にかけて住民が避難したが、自宅で孤立した独り暮らしの高齢者がいたことが消防団による地域の見回りによって分かり、住民らの呼び掛けによって避難所へ避難させた。

4 被害概況調査 本編 P48

(1) 被害概況の把握体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①自衛隊は、災害発生直後の被害情報収集について、地上偵察班・地上映像伝送班による活動を計画している。また、県警はヘリコプターによる映像の活用をはじめとする、上空からの被害情報把握も可能とされている。また、県は、県警ヘリコプターの映像を視聴することが可能である。
- ②県、県警は、災害発生後の被害情報収集について、ヘリコプターによる活動を計画している。
- ③国土地理院は、岩手山周辺地域の「火山基本図」及び「火山土地条件図」を作成し配布している。
- ④県は、現況に関する共通地図を整備するとともに、関係機関に配布している。

〈参考事例〉

- ①岩手・宮城内陸地震では、東北地方整備局は発災直後に宮城・岩手両県庁ヘリエゾンが派遣された。県等から災害情報を入手し支援活動の反映や、地方整備局で入手した情報を県に提供する等が行われた。また、被害状況の把握に努めるとともに、技術的支援等を行うため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を現地へ派遣したほか、災害対策用ヘリコプター「ほっかい号」、「みちのく号」、「あおぞら号」、「ほくりく号」、「まんなか号」による上空からの被害状況調査、並びに、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣による災害応急対策等が実施された。さらに、4県31市町村に最大96名、延べ約4千人・日が派遣された。
- ②東日本大震災津波では、東北地方整備局は発災後直ちに非常体制をとり、緊急災害対策本部を設置し、状況の把握に努めるとともに、技術的支援等（高度技術支援、現地支援、被災状況調査支援、応急対策支援、情報通信支援等）を行うため全国の地方整備局等から緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が現地へ派遣された。
- ③東日本大震災津波では、県警ヘリコプターは沿岸上空を偵察し、ヘリコプターテレビシステムで津波の襲来を撮影したが、震災の影響によりシステムが一時的に不調を来したことによって、リアルタイムで県警本部や県庁に映像を送ることができなかった。また、県ヘリコプターは気象状況が悪化したため、沿岸地域の偵察を断念し、内陸の偵察が行われた。

(2) 火山灰調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

〈参考事例〉

鹿児島市では、市内小中学校と福祉館に降灰測定器を設置し、適宜市において情報を入手できるようにしている。その結果を受けて、どの地域から除去作業を行うか、その優先順位の判断に活用している。

(3) 土砂災害防止法に基づく緊急調査計画（噴火警戒レベル2～5）

〈参考事例〉

霧島山（新燃岳）噴火災害では、降灰調査が実施され緊急調査の要件を満たす土石流危険溪流が抽出され九州地方整備局による緊急調査が実施された。緊急調査の結果をもとに、土石流の氾濫による被害が急迫する範囲の解析が実施され、これらの範囲・時期の情報は、自治体の避難勧告を発令する上での土砂災害緊急情報として宮崎県、都城市、高原町に提供された。

5 災害予測図修正.....本編 P52

災害予測図修正計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①国（国土交通省）、県、市町は、火山現象に伴う予想危険地域、防災対策の一環としての避難所等が示された防災マップを作成している。
- ②市町は、火山現象に伴う予想危険地域、防災対策の一環としての避難所・避難経路等が示された防災対策図を作成している。

〈参照資料〉

- ・「岩手山火山防災マップ」（平成10年10月作成）

〈参考事例〉

雲仙普賢岳災害では、建設省国土地理院が、噴火の現況を把握するために、航空写真を撮影し、火砕流や土石流がある度に災害現況図等を作成し、関係機関に配布した。

6 自衛隊の災害派遣要請・受入れ.....本編 P52

(1) 自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①自衛隊への派遣要請は、基本的に県本部長（知事）が行うことになる。ただし、市町本部長は、通信の途絶等により県本部長に要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣または指定部隊等の長に通知することができる。また、自衛隊は派遣要請の手引書等を作成している。
- ②自衛隊の計画では、県からの正式な災害派遣要請が発せられる前であっても、必要に応じ、独自の判断で県、市町の災害対策本部（または災害警戒本部）に対して連絡要員を派遣する場合を想定している。

〈参考事例〉

雲仙普賢岳災害では、自衛隊は、火砕流被災者の人命救助活動や火口観察のためのヘリコプター支援、情報収集活動等で活躍した。情報収集においては、大学観測陣との協力体制を

構築した。

(2) 自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

自衛隊は、「岩手山噴火災害対処計画」を策定し、火山活動の状況に応じた態勢区分及び主な活動計画について定めている。その中では、広域的な部隊の派遣計画、災害派遣部隊と県、市町との連絡調整に関する連絡幹部室（県との連携）、連絡班室（市町や防災関係機関との連携）の設置等も計画している。また、広域的に参集する師団部隊の集結場所等についても、一部の市町との間で調整を進めている。

＜参照資料＞

- ・「岩手山噴火災害対処計画」（平成13年3月29日／第9特科連隊）

＜参考事例＞

- ①阪神・淡路大震災では、兵庫県庁に自衛隊の連絡幹部室が設置された。
- ②北海道南西沖地震では、奥尻町役場に自衛隊の本部が設置された。
- ③東日本大震災津波では、岩手県庁に自衛隊の第9師団司令部が設置された。

7 検索・救出活動.....本編 P53

(1) 救出活動計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①自衛隊は、発災直後の初動期における検索・救出活動は岩手駐屯地司令の指揮下で実施することとしている。具体的には、部隊別に担当区域の割り当てが行われており、状況によりこれらの現場部隊指揮官の判断による指揮命令系統による活動が行われる。
- ②県警、盛岡消防本部は、救助隊を編成している。
- ③市町は、消防団が他機関と連携して救出班を編成することになっている。
- ④県、県警、自衛隊、消防署は、救出班等活動要員の安全装具について整備を図っている。
- ⑤県は、市町、県警、自衛隊における検索・救出活動の安全確保のため、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町等へ伝達する体制を整備している。
- ⑥気象台は、検索や災害応急活動等を支援するため、必要に応じて災害時気象支援資料（岩手山付近の気象情報）を県や市町に提供する体制となっている。

＜参考事例＞

- ①雲仙普賢岳災害では、自衛隊は、行方不明者の検索や救出活動に、ヘリコプターや装甲車の出動が実施された。
- ②東日本大震災津波では、自衛隊、消防、警察等により、行方不明者の検索や救出活動が実施された。
- ③東日本大震災津波では、気象台から検索や災害応急活動を支援するために、災害時気象

支援資料を防災関係機関に提供された。

(2) 残留者・行方不明者情報の把握、搜索・救出区域の特定計画 (噴火警戒レベル2～5)

《取組状況》

- ① 県警、消防署、消防団は、住民等の避難において避難誘導にあたりるとともに、各地域の避難完了確認を実施することとしている。
- ② 市町は、避難者の安否把握を避難所において集約し、県に報告することとしている。
- ③ 国土地理院は、岩手山周辺地域の「火山基本図」及び「火山土地条件図」を作成し配布している。
- ④ 県は、現況に関する共通地図を整備するとともに、関係機関に配布している。

(3) 遺体の検視・安置、火葬計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ① 県警は、大規模災害警備計画において検視隊を編成している。
- ② 一部の市町は、遺体安置場所を明確に定めている。
- ③ 県は、広域火葬を円滑に実施するため、「岩手県広域火葬計画」を策定し、また、県下火葬場一覧を作成している。広域振興局管内の斎場の火葬炉数は計21炉あり、一日最大可能火葬数は44体である。

〈参考事例〉

- ① 阪神・淡路大震災では、自衛隊や海上保安庁のヘリコプターによる遺体搬送も実施された。
- ② 東日本大震災津波では、大きな施設は被災して使えなくなったところも多く、一方で被災を免れた学校や体育館のほとんどは避難所となり、警察と市町村が協議して身近な施設に安置場所を決め、遺体が搬送された。

8 安否情報の提供.....本編 P56

(1) 安否情報の提供体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

東日本電信電話株式会社は、個人単位の安否確認について電話輻輳を防ぐために、災害用伝言ダイヤル「171」システムを構築している。

〈参考事例〉

- ① 阪神・淡路大震災等最近の災害では、テレビ、ラジオ、インターネットが媒体となって安否情報の提供を実施した。
- ② 伊豆大島噴火災害では、東京都は、避難者名簿のデータをパソコン入力し、処理プログラムを開発して、「大島住民避難情報システム」を完成させ、安否確認の問合せに対する回答に大いに役立った。

③東日本大震災津波では、テレビ、ラジオ、インターネットが媒体となって安否情報の提供を実施した。また、避難所には避難者名簿や伝言等が掲示され、情報が提供された。

(2) 問合せ対応計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応 (1) 問合せ対応計画」と同じ。

(3) 報道機関の取材対応・連携計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応 (2) 報道機関の取材対応・連携計画」と同じ。

9 観光客対応.....本編 P57

(1) 観光客等への情報伝達計画（噴火警戒レベル3～5）

《取組状況》

主な観光施設においては、一部の市町が固定系（同報）無線の戸別受信機を配備しているところもある。

〈参考事例〉

阿蘇火山防災計画の噴火警報・予報等や登山規制及びその解除に関する情報伝達体制では、役場から交通・観光事業所、公園管理団体等へも伝達系統が示されている。

(2) 帰宅促進のための輸送計画（噴火警戒レベル3～5）

《取組状況》

- ①市町は、観光客の避難所収容も住民と同じ対応として計画している。
- ②県は、バス協会と災害時の協定を結んでいる。
- ③県は、鉄道やバス等の輸送手段の確保のためにマニュアルを策定している。

10 輸送確保.....本編 P58

(1) 交通規制計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①道路管理者からなる「岩手山火山噴火に伴う道路関係者会議」において、通行規制図、避難路等の計画が策定されている。交通規制に関しては、火山噴火事象別に規制計画がとりまとめられている。
- ②道路交通規制については、气象台から噴火警報・予報等が発表された場合を基本とし、噴火、土石流、その他による大災害が発生する恐れが予想される段階で実施するものとされている。
- ③県警は、警戒段階で交通規制実施のための体制を準備し、气象台等からの情報を得て、噴火の危険性を判断し交通規制実施のための要員の配置を行う。

④市町は、①の規制計画を踏まえ、避難誘導のための広報車の巡回コースや誘導員の配置についても配慮されている。なお、一部の市町では、交通規制箇所が多く、配置要員の不足が懸念されているところがある。

<参照資料>

- ・「岩手山火山活動に伴う諸対策について」
(平成11年6月／岩手山の火山活動に伴う道路関係連絡会議)
- ・「岩手山火山活動に伴う諸対策についてⅡ 資料編」
(平成11年9月／岩手山の火山活動に伴う道路関係連絡会議)

(2) 鉄道・バス輸送活用計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ① J R 東日本は、自社の設置している地震計により運行を管理し、また気象台から情報を得て、噴火を確認した場合には、区間（盛岡～田沢湖、盛岡～荒屋新町）を定めて、域外へ列車を退避する計画としている。
- ② J R 東日本、I G R いわて銀河鉄道は、乗客に緊急の避難を求める場合には、最寄り駅から地元の避難所に誘導するよう計画している。
- ③ 規制や運行状況の情報は、J R 東日本、I G R いわて銀河鉄道から各報道機関にファックスで伝達される。
- ④ 県は、J R 東日本、I G R いわて銀河鉄道との情報連絡体制を整備している。

<参照資料>

- ・「岩手山火山対応マニュアル」（J R 東日本）

1 1 ライフラインの確保.....本編 P59

ライフライン確保計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ① 東北電力は、すでに防災マップに基づいて電力施設の被害予測を行い、対応計画を策定している。これによると、最悪の場合には、一時的に非常に広範囲の停電が予想され、また噴火の影響を直接受けない範囲であっても比較的長期の停電被害を受ける可能性があることが指摘されている。
- ② 東北電力は、停電の発生した地域の避難所を対象に移動電源車等による緊急送電を実施する予定である。しかし、市町が指定している避難所の中には、契約電力容量（契約kW）が非常に小さい施設もある。
- ③ 東北電力は、避難所以外の重要施設（行政機関、防災関係機関の施設のほか、医療機関等の施設を含む）について、あらかじめそのすべての存在を把握することは難しい。また、災害発生時にすべての重要施設に対して緊急送電を行うことも困難である。
- ④ 県は、すでに「県水道施設災害対応マニュアル」を策定し、水道施設の被害把握や応急活動計画について定めている。また、水道事業者（市町）、国その他関係する機関との連絡体制や、飲料水の衛生指導等についても定めている。

⑤県は、ライフライン事業者との情報連絡体制を整備している。

＜参照資料＞

- ・「岩手県水道施設災害対応マニュアル」
(平成11年1月／県生活環境部)

＜参考事例＞

- ①十勝岳噴火災害の北海道では、保健所において、飲料水の水質検査が実施された。
- ②阪神・淡路大震災では、停電復旧の結果、避難のため留守だった家屋から火災が発生するという例が報告されており、避難時における各人のライフライン（特に電力、ガス）対応の重要性が指摘されている。
- ③阪神・淡路大震災では、避難所の電気容量が小さく、暖房器具等が使用できないところもあった。
- ④東日本大震災津波では、被災地の住家への通電には、個別に安全確認した上で通電する必要があるため、内陸部で6日、沿岸部で3箇月以上の時間を有して復旧した。

1 2 河川管理対応.....本編 P60

(1) ダム管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

河川の水量等に異常が発生した場合のダム管理者間による連絡系統は、ダム操作規則に定められている。

(2) 河川水質管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①国（国土交通省）、県、市町は、河川の水質等に異常が発生した場合には、「北上川水系水質汚濁対策連絡協議会」の連絡系統に基づき、各利水者に情報伝達することとしている。
- ②旧松尾鉱山の酸性水中和処理に関しては、国（国土交通省）、県等により「旧松尾鉱山坑廃水中和処理施設維持管理連絡会議」が設置され、県は停電等の被害による中和施設の機能が停止した場合に備えて「災害・事故等対応マニュアル」を策定している。
- ③県は、水質汚濁防止法に基づいて「水質事故時及び水質異常時対策実施細目」を策定し、水質異常時の連絡様式、調査等を定めている。

(3) 河道確保計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

国（国土交通省）、県は、管理区間の河道状況の情報収集及び緊急河道確保について建設関係団体等との間で、協定を締結している。

＜参考事例＞

雲仙普賢岳災害の長崎県では、水無川流域の治水機能向上対策として、堤防嵩上げ、河床切り上げ、河道緩衝部の設置等が行われた。埋そく土砂の除去は被害発生の都度行われた。また、中尾川については、河川法線の是正、築堤、掘削により河道断面の確保が行われた。

1 3 火山噴火緊急減災対策砂防計画.....本編 P62

火山噴火緊急減災対策砂防計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

過年度の検討結果及び初動調査の検討を踏まえ現在作成している。

〈参考事例〉

霧島山（新燃岳）噴火災害では、降灰後の土石流が多発したことを受け、国土交通省では、河川用備蓄ブロックや大型土のうを用いて仮設堰堤、仮設遊砂地、仮設導流堤の緊急整備が行われた。また、林野庁では仮設横工、治山堰堤の整備が行われた。

1 4 災害医療.....本編 P62

（1）災害医療指揮計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ① 現行計画では、市町内で発生した負傷者の救護にあたる救護所の設置、医師の派遣は、原則として市町によって、郡市医師会の協力のもとに実施される。しかし、一部の市町では、自地域内の医療機関、医療従事者の数が非常に限定されるところもあり、県を通じての応援要請、患者搬送・収容要請が出される可能性は高い。その場合の受入先としては、まずは盛岡市内の各病院等が中心となり、その対応能力を超えた場合には県内及び県外の医療機関へ受入要請を行うものと考えられる。
- ② 県は、災害医療対策推進のため、医療活動に関わる関係機関で構成する災害拠点病院連絡協議会や盛岡圏域災害医療対策会議を設置している。
- ③ 指定病院（あらかじめ指定された医療機関）は、あらかじめ、災害派遣医療チーム（岩手DMAT）を編成し、災害派遣医療チーム（岩手DMAT）の活動調整は、県災害対策本部の指揮下に置くDMAT県調整本部で行うこととしている。

〈参考事例〉

- ① 雲仙普賢岳災害では、長崎県（県立の病院）は、「普賢岳噴火に伴う緊急医療対策実施要領」を制定し、その中では、噴火による多数の負傷者が発生した場合の収容場所の確保、連絡体制の整備、医薬品、機材、診療材料の備蓄、整備等が示されている。
- ② 東日本大震災津波では、県災害対策本部に統括DMATが参集し、DMATの活動調整等を行ったほか、DMAT撤収後は、（一社）県医師会、日赤県支部、岩手医科大学、国立病院機構、県等により構成する「いわて災害医療支援ネットワーク」を立ち上げ、

全国から支援に来た医療救護班の受入れ、活動調整等が行われた。

(2) 救護所設置計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

市町は、必要に応じて医療機関や郡市医師会に医師派遣を要請し、救護所を開設することとしている。

〈参考事例〉

阪神・淡路大震災では、避難所に救護所が設置され、負傷者だけでなく、避難所生活で体調を崩した人たちへの対応も行った。

(3) 後方医療計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①県は、災害時に医療設備の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・医療情報システム」による情報収集及び連絡体制の整備に努めている。
- ②医療機関は、衛星電話の整備、「広域災害・医療情報システム」への入力訓練を行う等、入力できる環境を整えている。
- ③県は、後方医療体制として、すでに災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）を指定している。盛岡市には、3つの災害拠点病院（基幹災害拠点病院 - 盛岡赤十字病院、岩手医大附属病院、地域災害拠点病院 - 県立中央病院）がある。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳災害を教訓に、長崎県では、医師派遣体制や患者搬送体制の強化が図られ、病院間で直接医師派遣要請を行うこと、患者搬送のためのヘリコプターまたはパトカーの選択及び要請手順が定められている。
- ②東日本大震災津波では、厚生労働省のDMA T事務局に派遣要請をし、広域災害・救急医療情報システムを介して、厚生労働省から全国のDMA Tに派遣要請、被害状況等が伝達された。

(4) 負傷者の搬送計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①岩手DMA Tは、現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ、応急的な医療及び搬送の付添いを行う。
- ②盛岡消防本部は、火山災害発生時の負傷者搬送用として数台の救急車確保を計画している。
- ③県は、花巻空港を航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する広域医療搬送拠点に定め、県内外の後方医療機関への航空機による広域搬送に対応している。

〈参照資料〉

- ・「岩手山火山災害消防活動マニュアル」／（平成12年9月／岩手山火山対策消防連絡

会)

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳災害の長崎県では、患者避難用のバスを関係業者に配置させ、また重傷者搬送のための畳み敷に改造したバスを確保した。
- ②東日本大震災津波では、県立病院を中心としたネットワークにより、陸路、空路で沿岸地域から内陸地域に搬送した。また、SCUが設置された花巻空港を拠点に、DMAT等によって広域医療搬送が展開された。

(5) 被災地内への医療応援計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①県、市町、日赤県支部、岩手県済生会、国立病院機構、（一社）岩手県医師会は、あらかじめ、医師・看護師、事務職員兼運転手による医療救護班を編成することとしており、市町は、医療機関や郡市医師会の協力により医療救護班の派遣を行うことを計画している。
- ②県は、救急病院等において医療救護班が編成されている。
- ③県は、負傷者が多数に登る場合等において、他の都道府県に対し、DMATや医療救護班の派遣要請を行うこととしている。

〈参考事例〉

東日本大震災津波では、日本赤十字社の救護班は発生当日から被災地において救護活動を行ったほか、全国から多数の医療救護班の応援をもらった。

(6) 医薬品等配備計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

- ①岩手DMAT、医療機関は、岩手DMATの携行した医薬品等、または医療機関の手持品をもって繰替使用することとしている。
- ②県は、市町から要請を受けた場合、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、（社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部の協力を得て、調達またはあっせんを行うこととしている。
- ③県は、前記によっても必要な医薬品等を調達できない場合は、「県、市町等応援協力計画」に定める手続により、国、都道府県等に対して医薬品等の調達及びあっせんに要請することとしている。

第3期：避難生活期（応急対策）

1 避難所運営 本編 P69

（1）避難所運営計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①避難所運営に関しては、原則として市町の役割になる。市町は、現在避難所の設置や開設の手順について、職員の災害時の初動マニュアルとして計画を策定している。また、一部の市町は長期化を前提とした避難所運営について、「避難所の開設及び管理運営マニュアル」により運営することとなっている。
- ②一部の市町は、長期の収容を目的とした避難所を計画しているところ、または避難所はあくまで1週間程度の短期の収容で、公営住宅等の確保を急ぎ、生活空間を確保していくという方針を打ち出している。
- ③市町は、県が策定している「岩手山火山被害対策マニュアル（危機管理マニュアル）」を踏まえ、市町の学校のためのマニュアルの検討を進めている。
- ④一部の市町は、旅館、ホテルを避難所としての活用することとしている。

＜参照資料＞

- ・「岩手山火山被害対策マニュアル（危機管理マニュアル）」
（平成10年11月／岩手県教育委員会）

＜参考事例＞

- ①雲仙普賢岳噴火災害や阪神・淡路大震災では、避難所の生活が長期に及んだ。その教訓から、避難所運営の重要性が指摘されており、住民組織の協力も踏まえた運営主体の検討、役割分担や施設の使い方、生活のルール等を事前に示した運営計画（マニュアル）の作成が求められている。
- ②雲仙普賢岳災害の島原市では、ホテルや客船を借り上げ、避難者を収容した。
- ③阪神・淡路大震災では、避難所運営のための「本部」を設置し、行政、自治会（避難者）、ボランティア等による役割分担を確立していった。避難所運営は、被災者の自主運営の方が、後の被災者の自立の面では効果的だった。当初、学校職員等が運営していた例では、自主運営への移行がなかなかスムーズには行かなかったところも多い。

（2）食料供給計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①一部の市町は、食料の備蓄を進めるとともに、各家庭にも備蓄を推奨している。
- ②一部の市町は、関係業者からの調達等や避難所での炊き出しを計画している。
- ③県は、食料に関しても業者との協定を締結している。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、市の中心部が被災しなかったため、温かい食事を調達することもできた。ただし、食事の配布に関しては、その衛生管理が重要であった。食中毒が心配だったので、余った弁当は捨てるように徹底した。食事内容については、食事栄養管理士と保健所が1日に必要なカロリーを計算したものに基き決めた。
- ②十勝岳噴火災害の上富良野町では、避難所生活が1週間ほど続いたが、食料については、一般物流が生きていたため問題はなかったが、要配慮者（特に乳幼児のミルク等）向けの食料の確保が課題であった。
- ③阪神・淡路大震災では、発災初期においては、避難者の数も把握できない混乱した状況下で、1日3食の食事を確保するのも困難な状況であった。1週間後あたりから業者による食事提供が行われ、また、ボランティアによる炊き出しの申し出も増えてきた。避難者の食事に対する要求も増え、それに応える形で暖かい炊き出しも行われたが、避難所によっては、パンや弁当を中心とした配食が続いたところもあった。
- ④阪神・淡路大震災では、病人、高齢者、乳幼児用のミルク、アレルギーをもつ子ども向けの食料の確保も課題であった。
- ⑤災害救助法では、費用や適用期間等で特例措置がとられるケースが多い。阪神・淡路大震災では、避難所での食事供与費は、1日1人850円から1200円に変更されたが、法の解釈等について、神戸市は、兵庫県を通じて、国（厚生労働省）に指示を仰ぐということになった。
- ⑥東日本大震災津波では、食料提供が菓子類やおにぎり、パン等の穀類が多く、肉や魚、卵、牛乳などのタンパク源が少ない状況であった。また、調理方法がわからず、食材を一向に活用できていない避難所が見られたこと等、避難所で提供される食事にバラツキがあり、栄養に偏りのある被災者が多い状況であった。

（3）物資の配布計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①一部の市町は、生活必需品等の物資の備蓄を進めているとともに、各家庭にも備蓄を推奨している。
- ②一部の市町は、物流在庫による調達を検討している。
- ③一部の市町は、食料、毛布については直ちに配布する体制が整備されている。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、物資が不足した場合には、被災の大きい人から配給するようにした。（遺族→家屋被災者→警戒区域内住民）
- ②阪神・淡路大震災では、発災1週間は、物資の不足が深刻で、その配給も不安定を極めた。自治体の公的な備蓄がなく、業者や広域的な支援物資に頼らざるを得なかったが、そうした物資の配給も避難所によって大きく偏ったり、物資を配布する場合でも、並んだ順に配給すれば、要配慮者にとっては行き渡りにくい状況になっていた。その後、避難所においては、教室や空間ごとに代表者を決め、配給を受け取る方法でトラブルを避けたところも

あった。

(4) 避難者への情報提供計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

一部の市町は、避難所に掲示板や広報板を設置することを計画している。

〈参考事例〉

東日本大震災津波では、避難所に避難者名簿や伝言等が掲示され、情報が提供された。

(5) 避難所設備の確保計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

市町は、寒さ対策として暖房器具等の確保を重視している。暖房器具が確保されている施設（公民館等）もあるが、学校の体育館では、リース業者からの調達や職員が協力して持参するということもある。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、暑さ対策と火山灰対策が重要となった。避難者からの要望もあり、学校等の避難所には、新たにエアコンの設置、シャワー室の確保、サッシの二重窓化等の対応を行った。
- ②雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、炊き出し等の食事、学用品の支給、要員の救助事務費等で災害救助法が適用されたが、特に避難所での設備系の設置についても、特別基準で認められた内容が多かった。また、救助法に関する伝票、請求書の整理等事務量が膨大で、パソコンによる事務処理を行った。業務に関しては、経理に詳しい担当者が必要とされた。
- ③阪神・淡路大震災では、激寒の避難所生活の中で、特に高齢者の衰弱が深刻化し、「避難所肺炎」の流行とまで言われた。ストーブ等も、火災を心配して使用が禁止されていた避難所もあった。また、トイレの不足等も環境を悪化させた原因になった。

(6) 避難所外避難者への対応計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

一部の市町は、避難者カードを作成し、避難者や行き先を確認し把握できるよう対策を講じている。

〈参考事例〉

雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、義援物資等の公平な分配を目指し、避難所外にいる人たちが所在の把握ができていない人たちには、取りに来られない場合には、物資をまとめて段ボールに入れ送付した。所在の把握については、町会長や郵便局が把握しているケースが多かった。

2 物資調達・受入れ・輸送.....本編 P72

(1) 物資調達計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①市町は、食料や生活必需品に関して、関係業者からの調達を計画している。一部の市町は、関係業者との協定締結を進めている。
- ②県内の各市町村は、食料、生活必需品等の提供やあっせん等での相互応援に関する「大規模災害時における 岩手県市町村相互応援に関する協定」を締結している。
- ③市町は、応援協定を各都市等と締結することに努めている。
- ④県は、食料、生活必需品に関して、県内の業界団体や関係業者と災害時の物資調達に関する協定を締結している。また、県は、北海道・東北の8道県と食料、生活必需品等の提供やあっせん等での相互応援に関する「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」を締結している。

〈参考事例〉

- ①十勝岳噴火災害の上富良野町では、物資の調達は、物流が生きていたため問題はほとんどなかったが、要配慮者（特に乳幼児のミルク）向けの食料等の確保、毛布、防寒のための被服等の確保があったため、その後、緊急時に調達を依頼する業者をリストアップしている。
- ②阪神・淡路大震災の被災地の自治体では、当時、公的な備蓄は行われておらず、流通在庫備蓄というかたちで地元協定業者からの調達という計画になっていたが、業者も被災したため、物資の調達は困難をきわめ、物資不足は深刻だった。

(2) 義援物資・義援金の受入れ計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①県、市町は、送付された義援物資を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管することとしている。受付けにあたっては、担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握の上、その内容を国、報道機関等を通じて公表するとしている。
- ②市町は、義援物資、義援金の受付けについてその担当を決めている。一部の市町は、受入手順等に関する計画や物資集積場所も具体的に定めている。
- ③日赤県支部は、義援金の受付けを実施するが、義援品に関しては、被災者のニーズ等の確認が困難なことから、原則として取り扱わないとしている。

〈参照資料〉

- ・「義援金取扱いのガイドライン」（平成10年7月／日本赤十字社）

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、義援物資も相当数送られてきた。その仕分けや保管、

事務処理（送り主、送り先の記録、感謝状の送付等）等の業務が膨大となった。特に、仕分けに関しては、人手が必要であった。また、特に一つの箱に品目や金品を混ぜて送られ、仕分けに困ったり、ある限られた物資が集中し、処理に困る等の混乱が生じた。報道機関を通じて、送り方や必要とする物資についての広報もお願いした。物資の管理については、品目別に数カ所の体育館に一時的に保管した。

- ②雲仙普賢岳噴火災害では、エアコンや洗濯機等電気製品もメーカーの義援物資として届けられた。
- ③阪神・淡路大震災では、全国からの義援物資は膨大な量にのぼった。被災地での仕分けや搬送のための場所や人員が必要となった。

（3）物資輸送計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①一部の市町は、物資の集積場所を定めている。
- ②県は、道路、鉄道、空港等の輸送活動に関連する施設の被害状況の把握、輸送手段の確保（トラック、バス、ヘリコプター）、鉄道輸送への依頼等の手順に関して、マニュアルを策定し、関連業者との災害時の協定を締結している。
- ③県トラック協会は、県からの出動要請に応じ、トラックの手配を行うこととしている。また、全日本トラック協会は、災害時の「緊急輸送計画」を策定し、全国レベルでの連絡網を整備している。

〈参考事例〉

阪神・淡路大震災の神戸市では、当初は市役所・区役所が行っていた物資配給を専門の流通業者へ委託することにより、物資配送が円滑に進んだ。弁当についても同様に一括して業者委託した。大量の物資については、新神戸駅付近等に物資供給センターを設置し、専門業者に管理を委託した。

3 人員・物資の輸送路確保.....本編 P74

輸送路の確保計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①道路関係連絡会議は、火山対策としての通行規制図を策定している。これに基づき、緊急輸送路は、人員や物資輸送も考慮した上で、避難のしやすさという点を配慮し被災状況により設定する。
- ②市町は、道路関係連絡会議による通行規制図に基づいて、規制箇所への要員の配置計画を検討している。しかし、一部の市町は、規制箇所数に対して要員等が不足しており、近隣からの応援を必要としている。
- ③東日本高速道路株式会社は、防災マップに基づき、高速道路の被害に関する2次元シミュレーションを実施し、高速道路を災害直後から輸送路として活用できる可能性が高いことを示している。

<参照資料>

- ・「岩手山火山活動に伴う諸対策について」
(平成11年6月／岩手山の火山活動に伴う道路関係連絡会議)
- ・「岩手山火山活動に伴う諸対策についてⅡ 資料編」
(平成11年9月／岩手山の火山活動に伴う道路関係連絡会議)

<参考事例>

桜島周辺地域では、国、県、2市3町において火山灰除去活動に関する各機関相互の調整会議をもち、常に連携を図り活動を実施している。機材についても互いに融通をきかし対応している。ロードスウィーパーの使用区間の割り当てが決められている。また、機関相互での協力体制も確立されている。スウィーパーと散水車は必ずペアで動くようにしている。また、市内小中学校と福祉館に降灰測定器を設置し、適宜市において情報を入手できるようにしている。その結果を受けて、どの地域から除去作業を行うか、その優先順位の判断を行っている。

4 ボランティアの活動.....本編 P74

ボランティア活動計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①市町社協は、市町の支援を受け、災害ボランティアセンターを設置することとしている。
- ②市町は、民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等の連携を促進することとしている。
- ③県社協は「災害ボランティアセンター」を設置し、県や日赤県支部等の関係機関と連携しながら、主に全国からのボランティアの受入れや現地への派遣調整を図る。
- ④県社協は、災害時のボランティアコーディネーター研修等を実施している。また、ボランティアの受入に関しては、専門ボランティアは、各専門分野が対応することとし、県社協としては、一般ボランティアについての対応が中心になると考えている。体制としては、県社協のある「ふれあいランド」内に窓口及び各市町に現地本部を設置し、対応する。現地本部については、現地の市町の社協が立ち上げることになるが、県社協もその支援にあたる。
- ⑤日赤県支部は、ボランティアリーダーの育成を急務とし、救急法等の技術を備え、まさにリーダーとして、活躍できる人の育成を進めている。

<参照資料>

- ・「岩手県防災ボランティア活動推進指針」
(平成26年3月／岩手県)

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、救援物資の仕分け、避難所での食事調理、入居先探し、避難者の悩み事相談（「こころの電話の開設」）等でボランティアが活躍した。島原ボランティア協議会は、避難者の要望に応えるために、アンケート調査を実施した。
- ②雲仙普賢岳噴火災害での教訓として、地元のグループ、団体がボランティアコーディネータとして受け入れ窓口を果たすことが重要で、特に、外部ボランティアには、地元を周知している人の協力が不可欠であるとされた（言葉、地理等）。
- ③雲仙普賢岳災害や阪神・淡路大震災でも、活動要員として、ボランティアの協力は不可欠であった。特に、阪神・淡路大震災以降、全国レベルでの災害ボランティアのネットワークづくりが進んでおり、災害時のボランティアの派遣体制が確立されつつある。その一方で、被災地の地元の団体や組織が中心となって、受入体制やコーディネート役としてのボランティア活動の重要性が指摘されている。
- ④阪神・淡路大震災では、行政とボランティアの協働が課題になった。情報の提供、受入体制の構築等行政側にボランティア対応として期待されている課題が多い。また、ボランティアの食料や泊まる場所の問題もあった。
- ⑤霧島山（新燃岳）噴火災害では、全国から20社を超える報道機関が高原町役場に詰めていた。毎日のように全国放送で新燃岳の噴火が取り上げられ、その結果として、多くのボランティアが高原町を訪れ、また、多数の救援物資が届いた。高原町が管理している3つの体育館の内、1つは平成23年9月まで物資の保管場所となっており、使用できない状態となっていた。多くの職員が保管作業に携わるため職員数の少ない自治体では業務停滞の要因となることも予想され、救援物資を過剰に累積させない対策が必要である。また、ボランティア受入れについては事前に研修等を受講し、即座に対応できるよう、人材育成を図っておく必要がある。

5 被害調査・罹災証明発行.....本編 P75

(1) 被害調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①市町は、被害調査体制及び手順について、担当課を定めているが、詳細な計画づくりは今後の課題となっている。
- ②県、県警、自衛隊は、活動要員の安全装具について整備を図っている。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、土石流の被害調査は、警察、自衛隊、税務課で班を組んで実施した。火砕流による被害は写真と航空写真を見比べることで判定したが、被害要因が火砕流か、土石流かの判定に対して、保険の適用関係で、住民からのクレームが多かった。
- ②阪神・淡路大震災では、政府通達の基準が具体的でなかったため、判定が困難だった。（建築学会調査と比較して、全壊数等が多かったとの指摘もある）被災者の申請に基づき調査

を実施した市町では非効率的で混乱が生じた。ローラー作戦のように調査を実施した方が良かった。震災直後に行った「応急被災度判定」との違いが被災者に周知しなかったため、混乱した。

- ③阪神・淡路大震災では、本来、公的救済措置の目安に過ぎない罹災証明が民間も含めてさまざまな救済措置に関与した。（公的措置例：災害見舞金、災害援護資金の支給、民間支援例：私立学校の入学金、授業料の減免、企業の見舞金等）行政による詳細調査にも限界がある。被災者のクレームに関して再調査も実施する。発行窓口とともに相談窓口も設置した。

（2）罹災証明発行体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

一部の市町は、罹災証明に関する担当課を決めているが、受付及び発行体制等の具体的手順、罹災証明の運用等について、現在のところ検討を進めているところである。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、噴火の状況で、被害内容が変わるたびに見直し作業が必要になった。調査活動とともに、事務作業が多く、予算要求してパソコンを1台導入し、システムを作り上げて、データベース化した。これにより検索が容易になった。罹災証明の窓口は市役所の税務課。窓口申請書（税務の申請書にゴム印で罹災証明発行と押したのも）が置いてあり、それに記入して、申請するという手順であった。住民の方が、どこに行けばいいのか、窓口が分からないことがあった。
- ②雲仙普賢岳噴火災害では、罹災証明は、保険や基金の助成金等の申請に使われた。必要であれば、何度でも、その都度発行した。
- ③阪神・淡路大震災では、ほとんどの自治体で被害調査結果を住宅地図にまとめたが、一部ではコンピュータによる被災者台帳の作成が行われ、その後の証明書発行等の業務効率化に役立った。罹災証明の内容によって被災者支援について影響がでてくる。被災者から判定に関する不満も多かった。

6 医療・衛生活動.....本編 P76

（1）巡回医療計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①県、市町は、住民等の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため「健康管理活動班」を編成し、保健活動を行うこととしている。
- ②健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて、被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、長崎県、長崎大学、県精神保健センター、保健所等が共同で避難住民の健康状態調査を実施した。その結果、避難所生活のストレスに起因すると考えられる不眠、頭痛、肩こり、倦怠感等の訴えが多かった。そこで、内科、外科、耳鼻科、産婦人科、小児科医等からなる医療班と保健婦と自治体職員からなる班も構成し、避難所を巡回した。保健婦の数は決して多くはなく、ほとんど休みなしの状況だった。
- ②阪神・淡路大震災では、避難所生活の長期化に伴い、高齢者の衰弱が目立った。激寒の避難所生活の中で、肺炎の患者も多く、「避難所肺炎」と名付けられた。

(2) こころのケアの体制整備計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①県、市町は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、「健康管理活動班」を編成し、被災者に対するこころのケアを行う。
- ②県は、「岩手山火山被害対策マニュアル（危機管理マニュアル）」を策定し、児童・生徒に対するこころのケアに関する役割分担等を示している。

〈参照資料〉

- ・「岩手山火山被害対策マニュアル（危機管理マニュアル）」
（平成10年11月／岩手県教育委員会）
- ・「岩手県災害時こころのケアマニュアル（第2版）」
（平成22年3月／岩手県精神保健福祉センター）

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、健康調査後の訪問活動等被災地区住民の精神保健対策の充実を図るため、長崎県精神保健センターから精神科医の派遣を受け、家庭訪問や相談活動、仮設住宅の空き部屋を使つての「いこいの集い」づくり等を実施した。また、避難所生活者を対象に、地元の温泉旅館、ホテルでの日帰りツアーも企画した。
- ②阪神・淡路大震災では、余震に対する不安や恐怖、プライバシーのない避難所生活による精神的ストレス等により、イライラや体調不良を訴える人が増加した。神戸市では、精神保健相談員と自治体職員が協力して、保健所に精神科救護所を設置し往診等を行ったり、「こころのケアセンター」を開設し、医師、心理職、精神保健相談員、保健婦等で、その対応に当たった。また、カウンセラーの資格のあるボランティアも避難所の巡回活動で活躍した。
- ③東日本大震災津波では、全国から派遣された「こころのケアチーム」が、避難所で被災者の一人ひとりに声がけし、身体の状態を確認しながら、本人の話したいことを尊重し、丁寧に話を聞くことを心がけ、活動を行った。また、「岩手県こころのケアセンター」や「地域こころのケアセンター」を開所し、保健所・市町村などの関係機関との連携の下に、こころのケア活動を推進していく体制を整え、活動を行った。

(3) 衛生活動計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①市町は、「消毒班」「疫学調査協力班」「感染症予防班」を編成することとしている。
- ②県は、地方支部において「疫学調査班」を編成することとしている。
- ③県は、県農業共済組合連合会と家畜防疫の的確かつ円滑な実施に関する「家畜防疫業務に関する協定」を締結している。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、感染症予防のため、避難所に対しても、適宜消毒の実施、消石灰の配布を実施した。また、ゴミ処理、特に弁当の処理が重要で、避難所の清掃も含めて、避難者自身で行う体制を徐々に構築していった。さらに、食中毒を懸念し、ビラで注意を促した。
- ②阪神・淡路大震災では、トイレの不足や回収作業が遅れとともに大量の生活ゴミが発生し、滞留したこと等で、避難所の衛生状態が悪化した。食中毒回避のために、夏季にむけて、避難所に保冷設備が配備された。
- ③東日本大震災津波では、感染制御の専門資格を持つ医師、看護師等により、いわて感染制御支援チーム（ICAT）を編成・派遣し、避難所における感染症の発生動向を把握した。

7 学校の再開.....本編 P78

応急教育計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①市町は、県の「岩手山火山被害対策マニュアル（危機管理マニュアル）」を踏まえ、市町の学校のためのマニュアルの検討を進めている。
- ②市町は、文教対策計画として、被害状況と応急教育予定場所のあり方等について定めている。
- ③県は、「岩手山火山被害対策マニュアル（危機管理マニュアル）」を策定し、その中で被害状況の程度と応急教育予定場所のあり方を計画している。

〈参照資料〉

- ・「岩手山火山被害対策マニュアル（危機管理マニュアル）」
（平成10年11月／岩手県教育委員会）

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、初期においては、避難所となった学校で、合同授業が行われた。（午前と午後に分けて、2つの学校の生徒の授業が実施された。）一方、仮設校舎の建設を急いだ。なお、新設の仮設校舎や既存の学校には、エアコンの設置や給食室の窓を気密性の高いサッシに変える等の対応も行った。また、既存の学校のプールには、活火山降灰防除事業で屋根を設置した。さらに、生徒の安全性や遠距離の克服のために、

- 避難所と学校とのバスによる送り迎えを行った(定期バスを活用し、定期券は支給した)。
 なお、被災児童への学用品については、災害救助法が適用され供与された。
- ②十勝岳噴火災害では、通学児童生徒の安全確保のために個人カードを作成し持参させた。
- ③阪神・淡路大震災では、校庭に仮設校舎をたてたり、校舎を使い分ける(1、2階を教室、3階を避難所として) ことにより、避難所との機能確保を行った。

8 仮設住宅建設 本編 P79

(1) 仮設住宅建設計画(噴火警戒レベル4～5)

《取組状況》

- ①一部の市町は、あらかじめ災害時における仮設住宅の建設候補地を決めている。
- ②県は、「応急仮設住宅・災害公営住宅対応マニュアル」において、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を関係業界と締結し、建設協力を求めることとしている。また、建設資材(木材)に関しても関係組合と協定済みである。なお、必要な設備の確保に関しては、具体的には示されていないが、生活必需品に関しては協定がある。

＜参照資料＞

- ・「応急仮設住宅・災害公営住宅対応マニュアル」
(平成20年度/県土整備部建築住宅課)

＜参考事例＞

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、避難の長期化が見込まれたことから、長崎県は雲仙災害避難住宅等対策班を設け、仮設住宅の入居、公営住宅の提供、旅館・ホテル等の利用から各種住宅支援制度の創設等を実施した。島原市では、警戒区域内の戸数をもとに、親戚・知人宅への避難者のリサーチや公営住宅の空き数等を考慮し、必要戸数を算定した。なお、用地の確保や入居にあっては、できるだけ従前のコミュニティを確保できるように計画した。ただし、膨大な敷地を要する用地の確保は、公有地も限られ大きな問題であった。また、適地の選定には、安全性やインフラ整備のための条件、利便性等が求められたため、多大な時間と労力が必要であった。
- ②雲仙普賢岳噴火災害の島原市の仮設住宅には、エアコン、テレビ、洗濯機、乾燥機、布団、食器、電気カーペット(冬季～)も必需品として設置された。また、台風等の風水害時の対策としての建物の固定や避難場所の確保と周知徹底、火災対策としての消火器の設置等も必要であった。なお、仮設住宅の入居等に関連した各種の支援制度が創設された。
- a) 食事供与事業：警戒区域、避難勧告地域内に居住し、災害を原因として従前の生業による収入が途絶え、避難生活を余儀なくされた被災者やその家族を対象に、国の事業として、食事の供与もしくは1人当たり1日1000円の支給を実施した。
 - b) 仮設住宅のゆとり化対策：避難勧告区域等の解除に伴う避難世帯の退去により、空室が生じ、その状況を見ながら、入居基準を緩和した。
 - c) 借上復興住宅：民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅を一定期間、県が借り上

げ、被災者に供給した。

d) 各種支援事業：住宅家賃補助制度／倉庫等確保助成制度／仮設住宅移転費用助成制度

- ③阪神・淡路大震災では、被災者が多く、また、人口過密地域であるがゆえに、用地の確保が課題であった。遠隔地であれば、交通の便、駐車場の不足、病院、学校等の生活関連施設がない等の不満が続出した。特に、高齢者では、「孤独死」が問題になり、そのサポート体制も課題となった。用地不足の解消と早期建設のため、台所等を共有する2階建ての「地域型仮設住宅」も設置された。また、仮設住宅に関しては、各種備品の設置のほか、ぬかるみ対策、ひさしの取付、防虫対策、街灯工事等環境改善が続けられた。
- ④東日本大震災津波では、市町村において「応急仮設住宅建設可能用地リスト」を作成していたが、明確にリストアップされていない市町村が多かった上、そのリストに記載されている候補地でさえも被災したと思われる箇所もあり、有効な資料として活用することができなかった。新たに候補地の選定を進める必要があったが、被災地と電話がほとんどつながらず、作業がスムーズに進まないこともあり、直接現地に赴き、調整・検討していくこととし、また、緊急事態ということもあり、応急仮設住宅建設の適地が見つかれば、すぐに交渉・契約を行い、建設会社へ発注した。

(2) 仮設倉庫利用計画（噴火警戒レベル対象外）

〈参考事例〉

雲仙普賢岳噴火災害では、警戒区域解除となった地区においても、土石流の危険が残っている地区があったため、避難時の家財道具の保管場所の確保対策が必要となった。そこで、仮設住宅の倉庫利用とともに、荷物置き場確保のための倉庫等賃借料または倉庫建設費等の一部助成を行う倉庫等の確保助成制度の創設を行った。

(3) 建設業者・資機材の調達確保計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①県は、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を（社）プレハブ建築協会と締結しており、建設協力を求めることになっている。また、建設資材（木材）に関しても関係組合と協定済みである。
- ②一部の市町は、（社）プレハブ建築協会会員の3社と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結している。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、用地の選定後、地権者の協力が得られたものから順次発注した。
- ②東日本大震災津波では、プレハブ建築協会が会員である業者へ建設を割り振りした。また、各業者とも調達できる建設資材に不足があったことから、建設と並行し、国に対して建設資材の円滑な調達について要望した。

(4) 入居者募集計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

一部の市町は、仮設住宅供与対象者の選定条件と世帯別の住宅規模等を計画している。そこには、被害の程度、生活の状態について項目を例示しており、これをもとに選定することとしている。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、入居対象者を把握する前に、建設を先行させたこと、また希望者が発注数を上回ると予想されたため、募集方式により実施することとした。
- ②阪神・淡路大震災における神戸市では、まず、高齢者・障害者のいる世帯や母子家庭等、社会的な弱者の入居が優先された。募集が弱者優先だったため、コミュニティが崩壊し、弱者ばかりの集まる仮設住宅団地等ができてしまった。申し込み受付会場には、入居を求める被災者の長い列ができた。
- ③東日本大震災津波では、市町村が、小さな子供がいる世帯、身体障がい者がいる世帯などの優先枠と一般の公募枠でバランスを取りながら、入居を管理していった。また、応急仮設住宅建設が進む中で、次に建設される場所の情報を発信することで、避難所で生活する人たちの間にも、自分に一番適した応急仮設住宅を選ぶことができるようになったため、今までのコミュニティに近い状態で移り住むことができた。

9 義援金配分

本編 P81

義援金配分計画（噴火警戒レベル4～5）

《取組状況》

- ①県、市町は、受付けた義援金の配分については、義援金収集体等を構成員として組織する義援金配分委員会において協議し決定することとしている。
- ②日本赤十字社は、「義援金取扱いのガイドライン」（平成10年7月 日本赤十字社）を定め、原則として被災地支部で受付け、義援金の配分については、被災地支部は自治体と配分委員会を組織して迅速・公正な配分に努めることとしている。なお、関係自治体が組織する配分委員会の一員として参画し、義援金の配分にあたって、自治体との連携を密にすることとしている。

〈参照資料〉

- ・「義援金取扱いのガイドライン」（平成10年7月／日本赤十字社）

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、県をはじめ、日赤等の団体、島原市、深江町において受領しており、配分に関しては、その公平さを保つため、県雲仙岳災害噴火災害義援金配分委員会を設置し数次の協議を行い、その都度配分された。島原市では、直接被災者に支給されていたが、事務手続きの簡略化を図るため、途中から銀行振込にされた（銀行に記録が残る

- ため)。義援金の授受に関する事務量が多く、電算処理が必要であった。また、配分基準が決まれば、できるだけ、速やかに公表し、住民の納得を得て、その場での混乱をなくすべきだという教訓が得られた。
- ②阪神・淡路大震災では、被災者への第一次配分では、死者・行方不明者、住宅損壊の見舞金として配分されたが、その際、罹災証明が必要となり、その判定結果やその対象の設定に対して不満が続出した。
- ③阪神・淡路大震災では、関係26団体からなる「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足し、統一基準の下に義援金配分が行われた。しかし、各市町村が受け入れた義援金のうち、当該市町村宛と特定された義援金については、募集委員会へ送金されない場合もあり、自治体間で不公平感が生じた。

10 生活情報の提供.....本編 P82

(1) 生活情報収集・伝達計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①市町は、各避難所における情報掲示板の設置、また、被災地には、広報誌の発行、自治会を通じての回覧等で情報提供を行うこととしている。
- ②県警は、「地域安全ニュース」の発行、広報車による活動、相談電話の開設等被災者への情報提供等を行うこととしている。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害、十勝岳噴火災害でも、まず避難者や被災者が求める情報は、「火山活動の見通し」であり、そのほかには、住宅の確保状況、交通規制といった生活情報、さらには観光業者等からは、営業停止や不振に対する融資、補償等の対応や被害防止のための対策についての要望、問合せが多かった。
- ②雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、生活情報の伝達には、町会長等コミュニティの代表者の協力を得て行われた。また、本部から避難所への情報伝達には、ファックスを活用する。避難所内での情報伝達には、掲示板や校内放送等の手段で対応した。
- ③十勝岳噴火災害では、避難所に各種相談窓口を設置され対応された。
- ④阪神・淡路大震災では、初期は安否情報、その後応急活動の実施状況（給水、物資配給等）、施設の復旧状況、店舗の開店状況、罹災証明に関すること。仮設住宅の入居情報等の生活情報のニーズが目立った。

(2) 問合せ対応計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応 (1) 問合せ対応計画」と同じ。

(3) 報道機関の取材対応・連携計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応 (2) 報道機関の取材対応・連携計画」と同じ。

1 1 二次災害対応.....本編 P82

(1) 火山灰調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 4 被害概況調査 (2) 火山灰調査体制整備計画」と同じ。

(2) 二次災害避難計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①一部の市町は、土石流発生時の避難区域及び避難所の計画を定めている。
- ②国（国土交通省）は、岩手山土砂移動監視システムとして、計4カ所に監視カメラを設置し、気象台、県等に配信している。また、雨量計（計5カ所）、土石流検知センサー（計6カ所）を設置し、県、市町に土石流発生に関する情報を伝達するシステムを構築している。避難勧告・指示の目安となる基準雨量については暫定的な値を定めており、今後土石流発生実績に応じてデータを蓄積し、基準雨量を見直すこととしている。
- ③気象台は、火山活動により土砂災害（土石流や泥流など）に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合は、警報等の発表基準を暫定的に引き下げて運用する体制となっている。但し、影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難支援体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。

《参考事例》

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、土石流対策として、既設砂防ダムの除石を行ったほか、雨量計、監視カメラ、土石流検知センサー等の新設を行った。土石流に関する避難勧告等の指示も繰り返し行われたが、その判断等に関しては、学識経験者、市町村だけでなく、国・県・関係機関等が集まる「雲仙岳警戒区域設定等の調整会議」が設けられて協議が行われた。住民への伝達手段としては、島原市では防災行政無線（固定系）戸別受信機の各家庭への無償配布を行っている。
- ②雲仙普賢岳災害の島原市・深江町では、避難者のプライバシーの確保された生活空間の確保という観点から、国の避難施設緊急整備事業として「集合避難施設」が整備された。これは、世帯毎に居住空間が与えられており、長期化に備えた設備も有する設備となっている。
- ③霧島山（新燃岳）噴火災害では、国土交通省が避難のための参考となる雨量基準を設定して県、市町に提供した。雨量基準は適宜改訂され、その都度市町に提供され、市町はこれを元に避難の勧告等の避難対策を実施した（宮崎日々新聞平成23年3月11日版による）。

(3) ダム管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 12 河川管理対応 (1) ダム管理体制整備計画」と同じ。

(4) 河川水質管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 12 河川管理対応 (2) 河川水質管理体制整備計画」と同じ。

(5) 河道確保計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 12 河川管理対応（3）河道確保計画」と同じ。

1 2 応急治山・砂防工事.....本編 P84

応急治山・砂防計画（噴火警戒レベル1～5）

《取組状況》

国（国土交通省・農林水産省）、県は、「岩手山火山治山計画検討委員会」「岩手山火山砂防計画検討委員会」により治山計画・砂防計画を策定した。砂防計画の中では、噴火災害発生直後における緊急対策として、遊砂地確保、応急導流堤の建設等を位置づけている。なお、国（国土交通省）は、「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を作成している。

＜参照資料＞

- ・「岩手山火山治山計画」（岩手山火山治山計画検討委員会）
- ・「岩手山火山砂防計画」（岩手山火山砂防計画検討委員会）
- ・「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」（岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会）

＜参考事例＞

- ①雲仙普賢岳災害では、土石流災害に備えて、遊砂地の確保、河川流域における鋼矢板や土のう積みによる緊急的な対策が取り組まれた。こうした応急対応でも、住民の了解を得ることは不可欠で、その住民の意見をとりまとめる役割として町内会長の役目が大きかった。
- ②十勝岳においては、土砂・土石のための空き容量を確保する考え方で、ブロックダムの建設、既存ダムの土砂排除、除石作業が行われている。排除した土砂は防災センター建設用地の盛土に利用されている。

1 3 被災現場等の一時入域.....本編 P85

(1) 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画（噴火警戒レベル5）

《取組状況》

- ①市町は、公安警備計画において、県警が行う地域における公安警備に市町として協力体制をとることとしている。
- ②県警は、避難所等の緊急パトロール隊の派遣、防犯ボランティアの活用、臨時交番所の設置等で被災地の防犯を行うこととしている。

＜参考事例＞

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、家財道具の運び出し等の自宅に戻りたいという住民からの要望があり、警戒区域内への一時的立ち入りが実施された。

- ②雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、当初設定されていた避難勧告区域内にマスコミ関係者が入り、避難者宅（留守宅）の電気・電話を勝手に利用したことが問題となった。
- ③十勝岳噴火災害の美瑛町・上富良野町では、自宅の状況確認や牛の搾乳のため、住民が、時間限定、町職員・警察等関係機関の同行の下、警戒区域に立ち入るといった措置がとられた。

（2）入域者の安全対策計画（噴火警戒レベル5）

《取組状況》

- ①県警、自衛隊、消防署、消防団は、独自の無線機等を多数配備しており、緊急情報伝達が可能となっている。
- ②県、県警、自衛隊、消防署は、活動要員の安全装具について整備を図っている。

〈参考事例〉

雲仙普賢岳噴火災害の島原市では、住民の一時立ち入りについては、警察、自衛隊、消防の協力により安全確保が図られ、要配慮者に関しては、近隣、民生委員の協力があつた。入域する各世帯には、防災無線を携帯させたり、消防車両によるサイレン吹鳴で緊急情報を伝達する等、情報伝達体制が整備された。

1 4 避難勧告対象区域・警戒区域の見直し.....本編 P86

避難勧告対象区域・警戒区域の見直し計画（噴火警戒レベル5）

《取組状況》

県は、避難勧告・警戒区域設定の延長・見直しに関する判断・協議を行うための防災関係機関も含めた調整会議を行うこととしている。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、災害が継続している中での避難勧告・警戒区域の見直し（延長）については、学識経験者、市町村だけでなく、国・県・関係機関等が集まる「雲仙岳警戒区域設定等の調整会議」が設けられて協議が行われた。
→「雲仙岳警戒区域設定等の調整会議」メンバー
九大火山観測所，雲仙岳測候所，建設省長崎工事事務所，建設省雲仙復興工事事務所，陸上自衛隊第16普通科連隊，長崎海上保安部，島原消防本部，島原警察署，島原市，深江町，長崎県
- ②十勝岳噴火災害では、科学的な観点から火山活動の終息が確認される前に、避難訓練の実施により対策の有効性を確認するという形で、行政判断による避難勧告解除がなされた。

第4期：生活再建期（復旧・復興対策）

1 公共施設の復旧.....本編 P88

（1）河川復旧計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①河川管理者は、「河川関係連絡会議」を設け、岩手山火山災害の影響が予想される範囲の復旧体制について検討することとしている。
- ②国（国土交通省）、県は、管理区間が被災した場合に備えて、復旧作業の可能な工事業者との間で協定を締結している。

（2）道路復旧計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①道路管理者は、「道路関係連絡会議」を設け、岩手山火山災害の影響が予想される範囲の復旧支援体制について検討することとしている。
- ②国（国土交通省）、県は、管理区間が被災した場合に備えて、復旧作業の可能な工事業者との間で協定を締結している。

《参考事例》

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、土石流危険のある地区内を地域の主要道路が横断していたため、交通規制を敷いて緊急時の情報伝達システム（サイレン等）を設置しての道路復旧工事が行われた。また、緊急連絡橋の建設、恒久対策としての道路の高架化等も行われている。
- ②雲仙普賢岳噴火災害では、降灰除去作業が幹線道路優先だったため、市道の除去が遅れ、一部住民から降灰除去を行う道路の優先順位について苦情が出された。

（3）ライフライン施設復旧計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

- ①防災マップに示されている被害が発生した場合、各ライフライン施設に予想される被害とその対応については、以下のように各機関で検討が行われている。
都市ガス：被害の可能性は小さく、重大な事態には至らないと予想される。
上水道：被害の可能性はあり、応急給水計画等が構築されている。
電話施設：被害の可能性はあり、輻輳による通信困難も予測される。臨時電話の設置、臨時回線の構築等の対応が計画されている。
電力施設：場合によっては大きな影響をもたらす被害が発生するおそれもあり、火山活動の状況によっては復旧活動に支障をきたす可能性がある。
- ②一部の市町は、上水道水源の確保について検討を行っている。
- ③県は、ライフライン事業者との情報連絡体制を整備している。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害の島原市・深江町では、被災者の入居した仮設住宅の電話回線について、被災前の電話番号と同じ番号が使えるよう配慮され、被災者に喜ばれた。
- ②伊豆大島噴火災害の東京都では、水源地については、噴火開始後から継続的に採水を行い、ヘリコプターにより検体搬送し、都立衛生研究所で水質検査を実施した。

(4) 広域応援要員の受入れ計画（噴火警戒レベル2～5）**《取組状況》**

盛岡消防本部は、受援計画を定めている。

〈参考事例〉

阪神・淡路大震災では、広域応援要員に対する宿泊場所・食事、工事用車両のための駐車場等の確保が、地元ライフライン事業者等にとって非常に重要な課題となった。

2 住宅再建.....本編 P90**(1) 住宅の応急修理・火山灰除去計画（噴火警戒レベル2～5）****《取組状況》**

一部の市町は、廃棄物処理法に基づき、住宅が甚大な被害を受けた場合には、個人の住宅等であっても市町によるガレキ処理を実施することを計画している。

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害、阪神・淡路大震災等では、災害対策基金より住宅修理に対する支援がなされた。
- ②桜島周辺地域では、住宅及び私有地における降灰除去については、原則として各所有者の対応とされているため、高齢者等身体の不自由な住民への支援対策が必要となっている。降灰袋の配布・収集は地元自治体によって行われ、また商店街等が降灰除去器を購入する際の補助事業もある。
- ③雲仙普賢岳噴火災害では、降灰を洗い流すために水道使用量が増加、水道料金の低額化が図られた。
- ④三宅島噴火災害では、独居老人、寝たきり老人、母子家庭等での降灰除去作業に関しては、東京都、三宅島が警視庁に作業要員の派遣を要請し援助した。

(2) 災害危険区域設定・集団移転計画（噴火警戒レベル2～5）**〈参考事例〉**

- ①過去の火山災害における両事業の利用例としては、次のようなものがある。
 - 有珠山噴火災害（虻田町）：防災集団移転促進事業
 - 三宅島噴火災害（三宅村）：防災集団移転促進事業
 - 雲仙普賢岳噴火災害（島原市）：防災集団移転促進事業・がけ地近接等危険住宅

移転事業

いずれの事例においても、住民の移転意向の把握とともに、移転計画に対する住民の賛同が重要であったとされている。

- ②雲仙普賢岳噴火災害では、上記の2事業を利用せず、土地区画整理事業、農地基盤整備事業を利用しての土地嵩揚げ事業（安中地区）も実施された。

3 地域経済再建支援.....本編 P91

(1) 住民・事業者相談業務計画（噴火警戒レベル2～5）

〈取組状況〉

一部の市町は、災害時に総合相談窓口を設置し、相談者に対する対応手順についても検討を進めている。

〈参考事例〉

- ①阪神・淡路大震災では、弁護士、建築士等の各種専門家をそろえた相談窓口が開設された。
- ②米国の連邦危機管理庁（Federal Emergency Management Agency：FEMA）等では、災害後の住民の各種相談に対応するために、各機関等が集まる総合相談窓口（ワンストップセンター）を設置している。
- ③伊豆大島噴火災害では、東京都関係各局及び大島支庁、大島町の担当者の参加を得て、大島町で「大島三原山噴火災害総合生活相談」を実施した。相談内容では、「福祉」が約6割、「商工」「農林水産」「労働」に関するものが約3割であった。

(2) 地域経済再建・生活再建計画（噴火警戒レベル2～5）

〈参考事例〉

- ①過去の災害では、既往の支援事業を用いてさまざまな支援対策がとられている。たとえば十勝岳噴火災害においては、既存の各種支援制度における適用条件の緩和措置等が行われ、既存制度を活用した支援策等が講じられた。
- ②雲仙普賢岳噴火災害、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災では、国・自治体の抛出金や義援金等を原資とした災害対策基金が設立され、既存制度の枠を超えたさまざまな支援策がとられた。各種の支援メニューが被災者等のニーズに応える形で構築されたため、柔軟性に富んだ支援策となった反面、支援制度が後追いとなりがちで十分な活用がはかられないという面も見られた。
- ③過去の火山災害等において、災害対策基金設立のほか、既往制度に則らない各種支援策の例としては、次のようなものがある。

雲仙普賢岳噴火災害：

仮設住宅へ移転した被災者のうち災害により従来収入が絶たれた者に対する食事供与事業（事実上は食費の現金支給）を国が実施

有珠山噴火災害、三宅島噴火災害：

被災農業者を雇用する形で公社等による農地の降灰除去作業が行われ、被災農業

者の生計維持に貢献

- ④過去の火山災害の被災地においては、噴出土砂捨て場の跡地を噴火記念公園としたり、火山博物館を建設するなどして、火山を観光資源として活用している。
- ⑤伊豆大島噴火災害では、針状結晶状の灰が全島に降り、農作物のつぼみや葉柄に刺さり、全体に品質低下をもたらした。
- ⑥伊豆大島噴火災害では、東京都は、各農家に対し、技術資料を作成し配布した。その中には、当面の肥培管理対策のほかに、降灰の分析、有毒ガスの検出結果や市場の価格見通しと出荷対策についても広報された。
- ⑦県は、災害救助法の適用を受けた市町村区域内の事務所・事業所が被害を受けた中小企業者の事業の復旧を支援するため、中小企業災害復旧資金を創設し、貸付を実施した。

(3) 生活再建支援金の支給計画（噴火警戒レベル2～5）

〈参考事例〉

- ①平成10年5月に成立した「被災者生活再建支援法」が適用された災害（及びその公布日から適用日までに発生したために同等の措置がとられた災害）が数例あり、県においても被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を実施した。
- ②なお、「被災者生活再建支援法」は一定規模以上の災害（災害救助法適用災害）のみを対象としているため、一部都道府県においては、同法の適用対象とならない災害についても同等の措置を取ることができるよう独自の要綱を策定している例もある。

4 恒久治山・砂防工事.....本編 P94

恒久治山・砂防計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

国（国土交通省・農林水産省）、県は、「岩手山火山治山計画検討委員会」「岩手山火山砂防計画検討委員会」をそれぞれ設置し、岩手山火山防災マップに示されている現象・規模に対する治山・砂防計画を互いに連携した上で策定した。

〈参照資料〉

- ・「岩手山火山治山計画」（岩手山火山治山計画検討委員会）
- ・「岩手山火山砂防計画」（岩手山火山砂防計画検討委員会）

〈参考事例〉

- ①十勝岳、雲仙普賢岳等においては、すでに恒久的治山・砂防対策として、大規模な砂防ダムや導流堤等の建設が始められている。その経緯の中では、地元市町村等との連携の重要性や、住民のコンセンサスを得るための啓発の重要性等が指摘されている。
- ②雲仙普賢岳では、建設された砂防施設をいかに活用するかという利活用計画を検討中である。その中では、地域振興を目指し、地元市町・住民との連携が図られている。
- ③平成12年の三宅島噴火が沈静化したことを受けて、東京都では新たな火山砂防基本計画を

策定し、それに則り、かつ住民の理解を得ながら砂防設備の整備による恒久対策を進めている。

5 ボランティアの活動.....本編 P94

ボランティア活動計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第3期 4 ボランティアの活動 ボランティア活動計画」と同じ。

6 災害の長期化への対応.....本編 P95

（1）火山灰調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 4 被害概況調査 （2）火山灰調査体制整備計画」と同じ。

（2）火山灰対応計画（噴火警戒レベル2～5）

〈参考事例〉

- ①桜島、雲仙普賢岳では、降灰方向を周知するためにマスコミを通じて当日の風向等の予報が出される等の措置がとられている。また、住民健康診断も実施されており、特に健康上の影響は見られないものの住民の安心感向上には役立っている。
- ②桜島では、健康診断のほかにも、国、県により、降灰や火山ガス等の人体への影響に関する調査研究も実施されている。
- ③桜島噴火災害の鹿児島市では、一定以上の降灰が確認されると役場から家庭に克灰袋が配布され、家庭では降灰を克灰袋にいれ降灰指定置き場に置くと回収される。
- ④桜島噴火災害の鹿児島市では、道路に一定以上堆積した場合（道路の路側線が見えづらくなった状態や、道路に降灰が巻き上がり歩行者及び車両の通行に支障が出る状態）、ロードスweeperにより降灰を除去している。

（3）被災後の感染症予防活動計画（噴火警戒レベル2～5）

《取組状況》

県は、市町と連携をとりながら、災害発生後の地域の衛生・感染症予防活動に関する計画を検討している。その中では、感染症予防活動については保健所が一元的に取り扱うことを予定している。

〈参考事例〉

雲仙普賢岳災害では、土石流災害による床下浸水等の被害を受けた地域に対して、町内会協力のもとで床下に消石灰を散布する等の措置がとられた。また市内全域に対して、煙霧消毒も実施された。

7 復興計画の策定.....本編 P96

(1) 復興準備計画（噴火警戒レベル2～5）

〈参考事例〉

- ①雲仙普賢岳噴火災害では、長崎県・国による砂防計画等の策定の後に、長崎県・島原市・深江町による復興計画がそれぞれ策定された。さらに長崎県・島原市・南高来郡町村会と地元団体・学識経験者等各分野からの委員を集めた島原地域再生行動計画策定委員会により、地域住民の意見も取り入れた「島原地域再生行動計画」（通称「がまだす計画」）が策定された。
- ②平成7年7月に改訂された「防災基本計画」においては、「あらかじめ大規模災害等が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行う」とされており、国はすでに東海地震、南関東地震に関する復興準備計画策定の指針を策定したほか、大規模火山災害からの復興を目的とした復興対策マニュアルも策定されている。また、全国自治体の中には、すでに地震災害に関する都市復興マニュアル、生活復興マニュアルを策定しているところもある。
- ③平成23年6月24日に公布・施行された「東日本大震災復興基本法」に基づき、また7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、復興の加速化に取り組み、必要な施策を講じている。

(2) 災害記録編集計画（噴火警戒レベル1～5）

〈参考事例〉

参考事例で取り上げた火山災害に関する参考文献（記録誌）は、次のとおりである。

- ・「雲仙・普賢岳噴火災害誌」（長崎県）
- ・「1988-89年十勝岳噴火災害対策の概況」（北海道総務部）
- ・「昭和61年（1986年）伊豆大島噴火災害活動誌」（東京都総務局災害対策部）
- ・「昭和58年（1983年）三宅島噴火」調査報告書（東京都）
- ・「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」（火山防災対策の推進に係る検討会）（平成24年3月）
- ・「東日本大震災津波の記録」（岩手県）

付) 用語一覧

本資料において、使用している用語の定義は以下の表のとおりである。

(五十音順)

	用語	定義
ア	一般避難者	避難者のうち要配慮者を除くもの
	岩手山火山検討会	岩手山の火山活動に関する検討会
カ	火山観測機器	火山活動に関する観測機器。例えば、地震計、空振計、傾斜計、GNSS等の観測機器
	河川管理者	国（国土交通省等）、県の河川管理関係者
	活火山法	活動火山対策特別措置法
	関係市町	入山規制を行う八幡平市、滝沢市、雫石町の3市町
	観光客等	観光その他の目的で、岩手山周辺を訪れている人
	監視観測機関	監視観測機器を設置している機関
	監視観測機器	火山観測機器のほか、監視カメラ、土石流検知センサー、雨量計、積雪計等岩手山に関する全ての監視観測機器の総称
	観測情報	観測データを加工処理した結果、得られた情報（地質調査情報も含む）
	観測データ	観測機器から得られた原データ（加工処理されていないもの）
	气象台	盛岡地方气象台、仙台管区气象台
	緊急退避	噴火直後等に緊急に避難すること
	勤務時間外	夜間や休日等職員の勤務時間以外の時間帯
	国（国土交通省等）	県、市町の防災会議のメンバーのうちの国の機関である气象台を含む
	郡市医師会	一般社団法人 岩手郡医師会、一般社団法人 盛岡市医師会
	警戒区域	災害対策基本法第63条に基づく区域設定。市町長は、警戒区域を設定し、当該区域内への立入りを制限し、若しくは禁止し、または区域からの退去を命ずることができる。
	警戒体制	災害警戒本部を設置するか、またはそれに準じる体制
	県	岩手県
	県医師会	一般社団法人 岩手県医師会
	県警	岩手県警察本部
	県社協	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	固定系（同報）無線	屋外拡声器・戸別受信機で受信する市町の防災行政無線

	用語	定義
サ	災害拠点病院	県地域防災計画に定められている災害時における地域医療の拠点となる病院
	災害警戒本部	県、市町地域防災計画に定められた災害警戒本部
	災害対策本部	災害対策基本法第23条もしくは法第23条の2に基づき、県、市町地域防災計画に定められた災害対策本部
	自衛隊	特に断り書きがある場合を除き、陸上自衛隊岩手駐屯地
	自主避難	避難勧告発令前に、住民等が行う自主的避難
	市町	特に断り書きがある場合を除き、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町の4市町
	市町社協	各市町の社会福祉法人 社会福祉協議会
	指定緊急避難場所	付近の高台にある建物等で、噴火災害の危険が差し迫っている場合にのみ利用することを目的とし、1～数時間程度の滞在を前提とした避難場所
	指定避難所	体育館等の比較的近い施設で、数日から1週間程度の滞在を前提とした避難所（原則として、火山防災マップ（平成10年10月発行）に示されている避難所）
	住民等	住民、事業所、観光客等を含む
	専用電話	専用回線による電話
	専用ファックス	専用回線を用いたファクシミリ（防災行政無線によるものも含む）
	タ	ダム管理者
注意喚起		活動活発期において、市町が住民等に対し注意を促すもの
町内会・自治会等		町内会・自治会等の地元の住民組織
鉄道事業者		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、IGRいわて銀河鉄道株式会社
東北電力		東北電力株式会社岩手支店
道路管理者		国（国土交通省）、県、市町、東日本高速道路株式会社東北支社の道路管理関係者
土砂災害防止法		土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律
テックフォース		国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊
トリアージ		負傷者選別
トリアージポスト		負傷者選別場所
ナ	日赤県支部	日本赤十字社岩手県支部
	入山規制	市町長による岩手山への入山を禁止する措置
ハ	バス事業者	公益社団法人岩手県バス協会、岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社
	被災現場	火山活動に伴う火砕流や火災サージ、溶岩流、火山泥流、土石流等の重大な被害を受けた現場
	被災者	家屋等に被害を受けた人
	避難勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難勧告（避難指示も含む）
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、特に支援を要する者
	避難者	避難した人（親戚・知人宅に避難した人を含む）
	避難所	指定避難所の施設、福祉避難所等の避難者が避難生活を営む場所
	福祉避難所その他これに類する施設	より安全性、居住性が高く、1～数週間程度の滞在を前提とした避難所

	用語	定義
	防災関係機関	<p>県、市町の地域防災計画に定められる防災関係機関のうち、行政機関を除く機関</p> <p>東日本電信電話株式会社岩手支店、日本銀行盛岡事務所、日本赤十字社岩手県支部、日本放送協会盛岡放送局、東日本高速道路株式会社東北支社、電源開発株式会社東和電力所、日本たばこ産業株式会社盛岡支店、</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、IGRいわて銀河鉄道株式会社、</p> <p>日本通運株式会社盛岡支店、東北電力株式会社岩手支店、</p> <p>株式会社IBC 岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社I7M岩手、株式会社岩手日報社、</p> <p>公益社団法人岩手県トラック協会、公益社団法人岩手県バス協会、岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社、三陸鉄道株式会社、</p> <p>一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会、盛岡ガス株式会社、</p> <p>一般社団法人岩手県医師会、一般社団法人岩手県歯科医師会、一般社団法人盛岡市医師会、一般社団法人岩手郡医師会、</p> <p>日本貨物鉄道株式会社東北支社、IY・TEI・TEI・コミュニケーション株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、盛岡中央郵便局、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、</p> <p>岩手県土地改良事業団体連合会、鹿妻穴堰土地改良区、松川土地改良区、一本木土地改良区、岩手山麓土地改良区 等</p>
	防災マップ	岩手山火山防災マップ（平成10年10月発行）
	報道機関	新聞社、テレビ局、ラジオ局、雑誌社等
	噴火警報・予報等	仙台管区気象台・盛岡地方気象台から発表される噴火警報・予報、火山解説資料等
マ	目視情報	目視による情報（通報も含む）
	盛岡消防本部	盛岡地区広域消防組合消防本部
ヤ	要配慮者	高齢者や乳幼児、身体障がい者、傷病者など介護を必要とする等の理由により、特に配慮を要する者
ラ	ライフライン事業者	電気、ガス、水道、電話等のライフラインを担当する機関